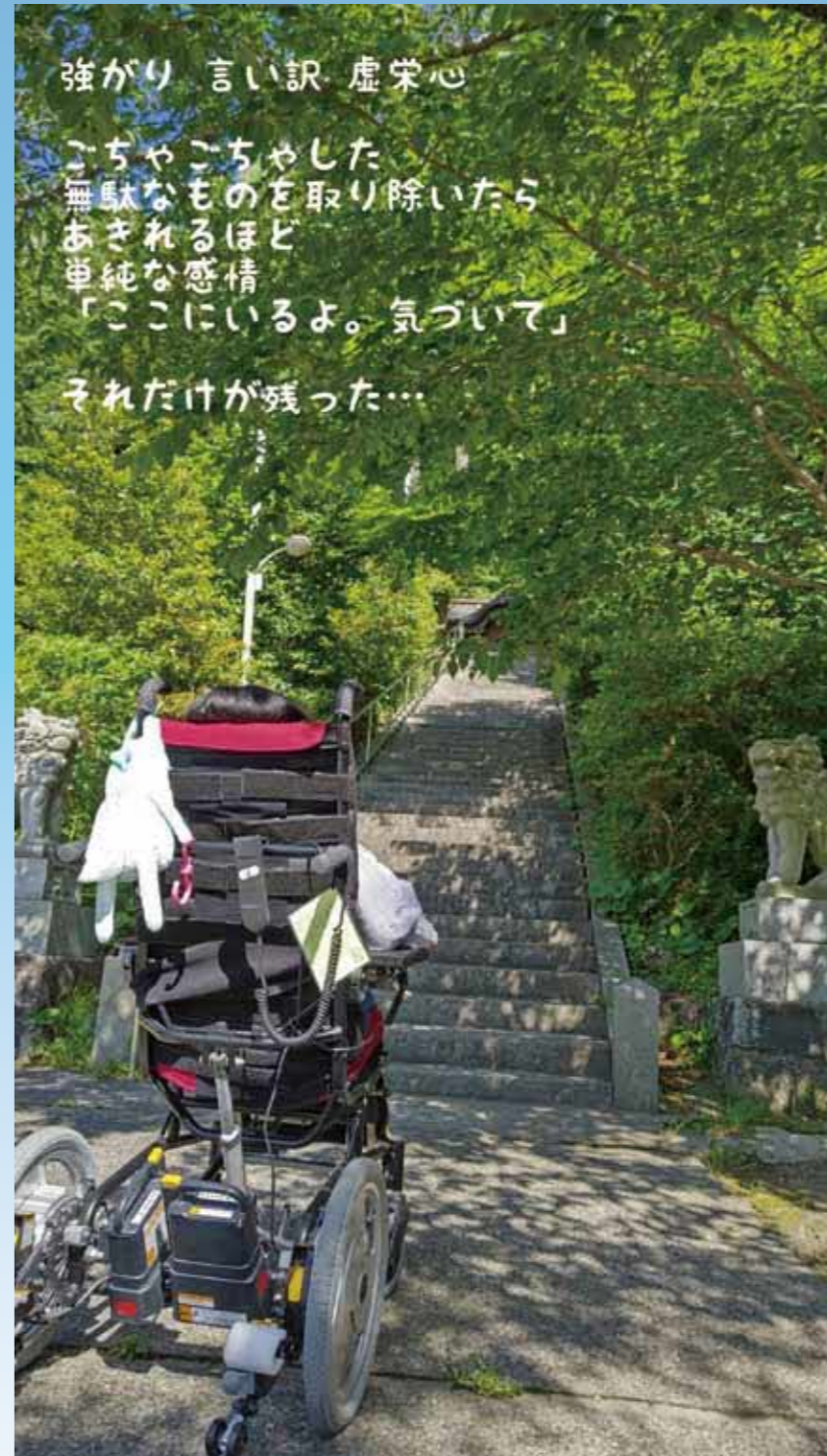




しょう 障がいのある方の
かた
よりよい暮らしのために
ねん ばん
2024年版

よりよい暮らしのために
2024年版 (2023年12月発行)



強がり 言い訳 虚栄心
ごちゃごちゃした
無駄なものを取り除いたら
あされるほど
単純な感情
「ここにいるよ。気づいて」
それだけが残った…

作品名 『感情のダイエット』
中木 美穂

1. 相談に関すること P.7～
2. 手帳の交付に関すること P.35～
3. 障害福祉サービスに関すること P.39～
4. 医療に関すること P.55～
5. 生活に関すること P.59～
6. 施設利用に関すること P.77～
7. 災害時の対応について P.80～
8. 年金・給付金・手当について P.87～
9. 免除・割引について P.93～
10. 就業支援に関すること P.111～
11. 教育に関すること P.117～
12. 関連事業 P.132～
13. 関連する諸制度 P.146～
14. 相談機関等名簿 P.161～
15. 関係事業所・施設の所在地・電話番号等一覧 P.177～
16. 資料編 P.212～

とっ とり けん
鳥 取 県

よ お読みになるまえ

- 制度によっては、細かい制限、助成枠等がある場合もありますので、制度の利用に当っては、最寄りの相談窓口にご相談ください。
- 本書の内容は、特段の記載がない場合、令和5年7月現在でまとめてあります。お読みになられた時点では、変更されている事柄がある場合がありますのでご承知ください。
- 212 ページからの「資料編」については要約した内容のため十分なものではないと思われます。詳細につきましては、県や市町村等の相談窓口へお問合せください。
- 7 ページからの「相談に関すること」を一番始めに掲載しました。連絡先等につきましては 161 ページからの相談機関等名簿をご覧ください。
- 「障がい」の表記について
鳥取県では、障がいのある方の思いを大切にし、共生社会の実現を推進するという観点から、原則「障害」を「障がい」と表記することとしました。「よりよい暮らしのために」においても鳥取県に準じ、「障がい」と表記します。ただし、法令等の名称を用いる場合や、他の機関、大会等の名称等の固有名詞については、「障害」と表記しています。

はじめに

本書は、障がいのある方をはじめ、障がいに関するさまざまなことを知りたい方が使いやすいように、障がいのある方への生活支援・医療・施設利用などのサービスや制度、相談機関や関係施設のリストなどをわかりやすく1冊にまとめたものです。皆がともに生きていく共生社会の実現を目指し、障がいのない方にとっては障がいを正しく理解するための一助として、また障がいのある方や関係者様には地域で安心して生活を送るための手引きとして、本書をご活用いただければ幸いです。

さて本年は、手話言語条例の制定10周年と全国高校生手話パフォーマンス甲子園第10回大会の開催という記念の年となりました。手話言語条例を全国で初めて制定した「手話の聖地」とっとりから、全国に向けて手話言語への理解・普及推進、共生社会の実現を図るため、「とっとり手話フェス」を開催し、関係者の皆様のおかげをもちまして、これまで手話言語に触れる機会のなかった方も含め、より多くの人に手話を身近に感じてもらうとともに、その魅力や奥深さ、必要性を発信することができました。この場をお借りして厚く御礼申し上げます。

また、在宅で生活する強度行動障がい児者とその御家族が安心、安定した生活を送ることができるよう、発達障がい者支援センター『エール』、市町村、支援事業者、指導者等がチームとなって課題行動の軽減のための環境調整や、よりよい支援方法の検証等を行うことで、サービスの安定的な利用等につなげていく「とっとり版強度行動障がい児者先導的支援事業」、看護職員等が医療的ケアやバイタルチェックを行いながらサービスを提供するグループホームの運営に必要な経費の一部を支援すること、入院・入所以外では生活が難しいとされてきた医療的ケアを要する重度障がい者の地域における生活拠点づくりを促進する「医療的ケアを要する重度障がい者の地域生活推進事業」等を創設しました。これらの施策により、市町村と協調して、重度障がい児者の地域生活を支えるための体制を整えてまいります。

来年には、本県発祥の『障がいを知り、共に生きる』をスローガンとする「あいサポート運動」は15周年を迎えるとともに、「障害者差別解消法」の改正法が施行されます。県では、障がいのある方が地域の中で自分らしく安心して生活できる暮らしやすい共生社会の実現に向けてこれまで取り組んできた「あいサポート運動」や「手話の普及」、「福祉サービスの充実」等の取組をさらに発展させてまいります。

新型コロナウイルスの分類が感染症法上の5類となり、少しずつですが、以前の生活が戻ってまいりました。皆様が楽しみに待っておられたであろう各種イベントの開催等を復活させるとともに、コロナ禍で培ってきたIT技術等を駆使した行政運営など、本県の障がい福祉を益々発展させるべく尽力していきたいと思っておりますので、関係各位におかれまして、現場での実践等を通じ、ご指導ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。

令和5年12月

とっとりけんふくしほけんぶ 鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局障がい福祉課長 なかの じゅんたろう 中野 淳太郎

1 相談に関すること

(1)-1	障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業	8
(1)-2	地域自立支援協議会	14
(2)	鳥取県医療的ケア児等支援センター	17
(3)	障がい児等地域療育支援事業	18
(4)	発達障がいに係る相談機関	19
(5)	精神障がい者家族相談ダイヤル	22
(6)	鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関	22
(7)	鳥取県高次脳機能障害者家族会	23
(8)	鳥取県依存症支援拠点機関	23
(9)	NPO法人鳥取県断酒会	24
(10)	鳥取県てんかん支援拠点病院	25
(11)	公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部	25
(12)	NPO法人鳥取ダルク（アルコール・薬物問題相談ダイヤル）	26
(13)	成年後見支援センター	26
(14)	あいサポート・アートセンター	27
(15)	鳥取県聴覚障がい者センター	28
(16)	鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』	28
(17)	鳥取県盲ろう者支援センター	28
(18)	鳥取県視覚障がい者支援センター	29
(19)	ロービジョン相談窓口	30
(20)	鳥取県失語症者支援センター	30
(21)	ヤングケアラー相談窓口	30
(22)	消費生活センター相談窓口	31
(23)	その他の相談窓口	32

2 てちょう こうふ かん 手帳の交付に関すること

(1)	3障がい手帳の統合等について	35
(2)	身体障害者手帳	36
(3)	療育手帳	37
(4)	精神障害者保健福祉手帳	38

3 しょうがいふくし かん 障害福祉サービスに関すること

(1) 総合的な支援システムの全体像	39
(2) 自立支援給付のサービス	40
(3) 地域生活支援事業	44
(4) 障害福祉サービス利用の手続きと支給決定までの流れ	47
(5) 障害福祉サービスの利用者負担と各種軽減措置	48
(6) 児童福祉法に基づく障がい児施設等の概要	51
(7) 障がい児施設等の利用者負担と各種軽減措置	53

4 いりょう かん 医療に関すること

(1) 自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付	55
(2) 自立支援医療（精神通院医療）の給付	55
(3) 特別医療費助成制度	56
(4) 重症心身障がい児者の保護	57
(5) 後期高齢者医療制度	58

5 せいかつ かん 生活に関すること

(1) 福祉用具	59
(2) 住宅に関すること	60
(3) 社会参加	62
(4) 地域活動支援センター事業	69
(5) スポーツ等	70
(6) 選挙等	74

6 しせつりよう かん 施設利用に関すること

(1) 点字図書館	77
(2) 盲人ホーム	77
(3) 心身障害者福祉センター	77
(4) 鳥取県立図書館「はーとふるサービス」	77
(5) 倉吉市立図書館	78
(6) とっとりUD マップ	79

7 災害時の対応について80

8 ねんきん きゅうふきん てあて 年金・給付金・手当について

(1) ねんきん 年金	87
(2) きゅうふきん 給付金	89
(3) てあて 手当	90

9 めんじよ わりびき 免除・割引について

(1) ぜいきん げんめんどう 税金の減免等	93
(2) じどうしゃうんてんめんきよしゆとくひじよせいじきょう 自動車運転免許取得費助成事業	95
(3) じいあーる ちづきゅうこう わかさてつどうとうりよきやくんちん J R・智頭急行・若桜鉄道等旅客運賃	96
(4) こうくううんちん 航空運賃	97
(5) りょうきん バス料金	98
(6) うんちん タクシー運賃	98
(7) ゆうりょうどうろ つうこうりょうきん 有料道路の通行料金	99
(8) えぬえいちけいほうそうじゆしんりょう めんじよ NHK放送受信料の免除	99
(9) えぬていーばんごうあんない あんない NTT番号案内(ふれあい案内)	101
(10) ゆうびんりょうきんわりびき 郵便料金割引	102
(11) けいたいでん わりびき 携帯電話料金割引	103
(12) けんりつ し ちやうりつしせつ りょうりょう げんめん 県立・市・町立施設の利用料の減免	104

10 しゅうぎよう し えん かん 就業支援に関すること

(1) くんれん じよせい 訓練・助成	112
(2) こうちん ちんきん しはら 工賃(賃金)の支払いについて	116

11 きょういく かん 教育に関すること

<一人一人の教育的ニーズに対応するために>

(1) とくべつ し えんがっこう 特別支援学校における教育	117
(2) とくべつ し えんがっきょう 特別支援学級における教育	118
(3) つうきゅう しどう 通級による指導	125
(4) つうじょう がっきょう しどう 通常の学級における指導	125
〈教育相談〉	
(1) きょういく そうだん 教育相談について	126
(2) えるでいーとうせんもんいん きょういく そうだん LD等専門員による教育相談	127
(3) ふどうこうそうごうたいさく きょういく そうだん いじめ・不登校総合対策センターの教育相談	129
(4) しゅうがく そうだん 就学相談	129
(5) とくべつ し えんがっこう つうがく し えん 特別支援学校における通学支援について	131

12 かんれん じぎょう 関連事業

(1) 生活福祉資金貸付事業	132
(2) 駐車禁止等の規制の対象からの除外	133
(3) 受診サポート手帳	133
(4) あいサポート運動	134
(5) 障がい児者在宅生活支援	134
(6) 障がい者の情報バリアフリー化支援	142
(7) ヘルプマーク	143
(8) 福祉の店	145

13 かんれん しよせいど 関連する諸制度

(1) 介護保険制度	146
(2) 難病患者支援	149
(3) 日常生活自立支援事業	152
(4) 成年後見制度	154
(5) 鳥取県地域生活定着支援センター（鳥取県再犯防止推進事業）	157
(6) 福祉サービス利用者苦情解決事業	158
(7) ハートフル駐車場利用証制度	159
(8) 子育て応援パスポート事業	159
(9) あいサポートファイルとっとり	160

14 そうだん き かんとうめい ぼ 相談機関等名簿

(1) 県・国関係機関等	161
(2) 市町村福祉担当課	166
(3) 身体障害者相談員名簿	168
(4) 精神障害者相談員名簿	169
(5) 知的障害者相談員名簿	170
(6) 障がい者福祉関係団体名簿	171

15 かんけい じぎょうしょ しせつ しよざいち でんわばんごうとういちらん 関係事業所・施設の所在地・電話番号等一覧

(1) 障害福祉サービス事業所&障がい児施設	177
(2) その他関係施設	201

16 しりょうへん 資料編

障害者差別解消法	212
----------	-----

1 相談に関すること

利用できるサービスや手続きの方法等に不明な点があるときは、総合的な相談支援等のために各市町村が設置している「相談支援窓口」の他、次の機関へお問い合わせください。

名 称	概 要	目 次
障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業	各市町村が設置している障がいに関する総合的な相談窓口です。	p8～p13
鳥取県医療的ケア児等支援センター	医療的ケアが必要な子どもやそのご家族等からの相談を専門スタッフが受けれます。	p17
障がい児等地域療育支援事業	在宅の障がいのある子どもなどが気軽に療育指導・相談を受けられるよう県内の各地に専門スタッフを配置し相談を行っています。	p18
発達障がいに係る相談機関	発達障がいのある方やそのご家族を対象に様々な相談を行っています。	p19～p21
精神障がい者家族相談ダイヤル	精神障がいに関する相談を当事者やそのご家族の立場に立ち、思いを共有できる相談先として電話相談を行っています。	p22
鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関	鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関として、野島病院（倉吉市）高次脳機能センターの専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。	p22
鳥取県高次脳機能障害者家族会	高次脳機能障がいに関する相談を、当事者やそのご家族の立場に立ち、悩みを共感したり支えあう活動をしています。	p23
鳥取県依存症支援拠点機関	アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症についての普及啓発や相談対応、専門的な治療を行っています。各種相談に応じる「相談支援コーディネーター」を配置しています。	p23～p24
NPO法人鳥取県断酒会	アルコール依存症の人及び酒・アルコールを止めたいと自発的に思っている人の断酒を支援する自助グループです。	p24～p25
鳥取県てんかん支援拠点病院	てんかん診療支援コーディネーターが相談窓口となり、てんかん患者さんとそのご家族に対する相談支援、適切な治療を受けられるシステムの構築を目指し、医師による医療相談も行っています。	p25
公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部	当事者、家族はもちろん、医師をはじめとし多職種の専門職の会員の協力のもと、てんかんに関する様々な相談を受けています。	p25～p26
NPO法人鳥取ダルク	アディクション（アルコール・薬物・ギャンブル等依存症）当事者やそのご家族のために、薬物問題の相談や啓発活動を行っています。	p26
成年後見支援センター	高齢者や障がいの権利擁護に取り組む支援センターが、東・中・西部の3か所に設置されています。	p26
あいサポート・アートセンター	芸術・文化活動に取り組む障がい者やその支援者を支援するための相談受付や研修会を行います。	p27
聴覚障がい者・盲ろう者・視覚障がい者等に係わる各センター等	聴覚障がい者・盲ろう者・視覚障がい者・失語症に係わる相談対応等を行っています。	p28～p30
ヤングケアラー相談窓口	ヤングケアラー当事者や保護者等の悩みに寄り添った相談を行っています。	p30～p31

名 称	概 要	目 次
消費生活センター相談窓口	消費生活トラブルに関することなど様々な相談を行っています。	p31
相談機関 その他の相談窓口 相談員	障がいのある方の各種相談に応じるため、様々な相談機関及び相談員が配置されています。	p32～p34

(1) - 1 障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業

共通

障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業とは

障がいのある方が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、障がいのある方やそのご家族に対する総合的な相談支援や連絡調整等を行う窓口を各市町村が設置する事業です。

【対象者】

地域での生活支援をご希望されている障がいのある方（身体障がい・知的障がい・精神障がいのある方、難病患者など）およびそのご家族。 ※相談は無料です。

【業務内容】

福祉サービスの利用援助

相談や情報提供、障害福祉サービス等の申請援助やサービス調整、個別支援会議の開催等の支援を行います。

権利の擁護のために必要な援助

権利擁護とは……自分自身の権利を守り、また行使するのに困難を伴う障がいのある方等のために、代わって必要な援助を行うことをいいます。

社会生活力を高めるための支援

人間関係のトラブルや健康管理、金銭管理等について、自分の力で、あるいは必要な援助を受けながら解決できる力を引き出す（＝エンパワー）のための相談や講座等を開催します。

ピアカウンセリング

ピアカウンセリングとは……障がい当事者が、同じ悩みや同じ障がいのある仲間を聞きながら、その障がいに対する肯定感を引き出し、最終的には、その人自身の力で課題を解決、克服できるよう援助するためのカウンセリング技法をいいます。

社会資源を活用するための支援

各種支援、施策に関する助言等を行います。

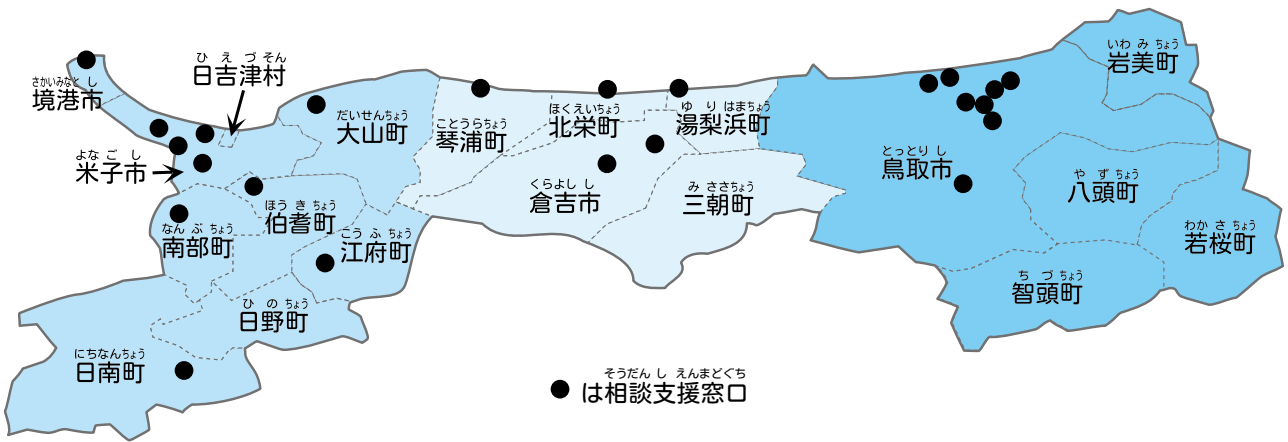
専門機関の紹介など

【相談方法】

来所・訪問・電話・ファクシミリなど

※相談される方の状況に応じた対応に努めています。

市町村の相談支援窓口の配置状況

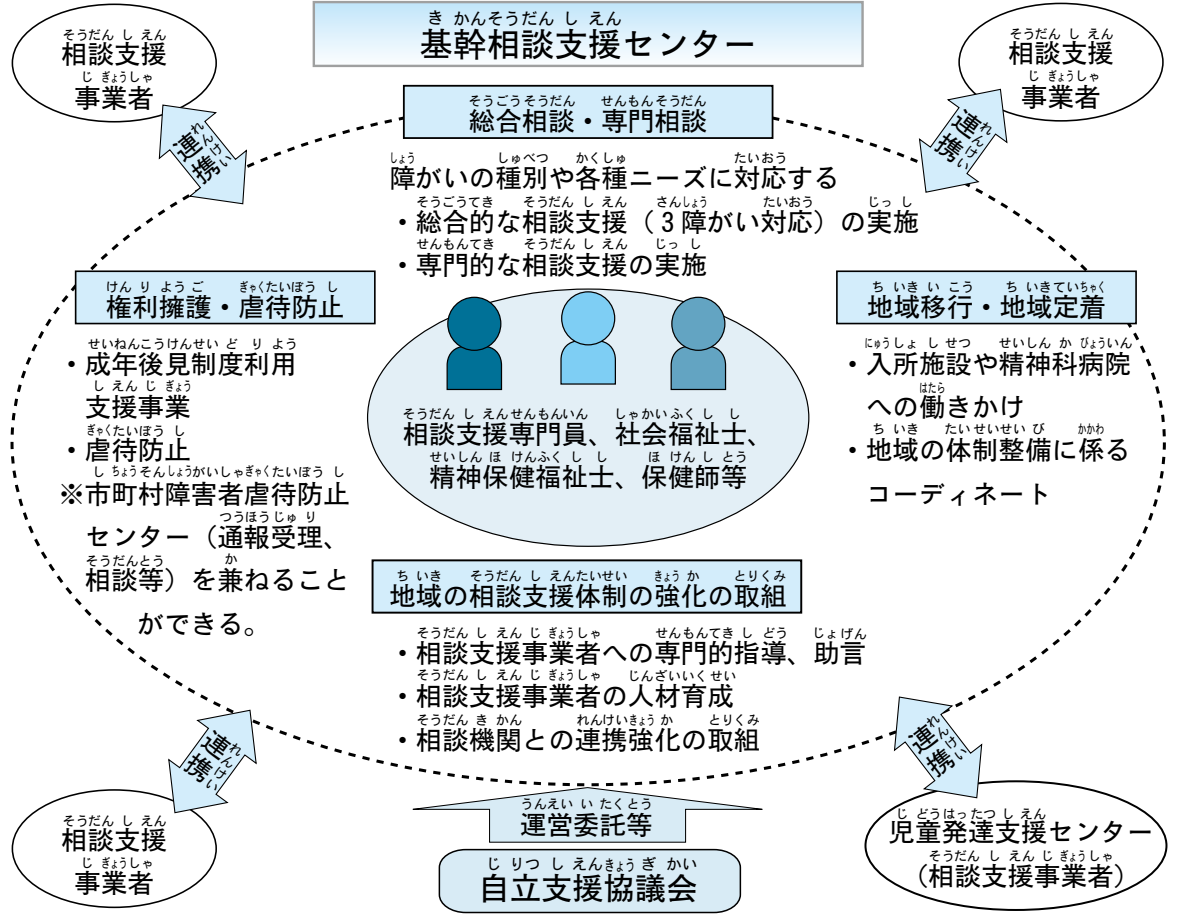


基幹相談支援センター

平成24年4月から相談支援体制の強化が図られることになり、その1つとして基幹相談支援センターを設置できることになりました。

基幹相談支援センターは地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務（身体障がい・知的障がい・精神障がい）及び成年後見制度利用支援事業を行い、地域の実情に応じて以下の業務を行います。

基幹相談支援センターの役割のイメージ



相談に関すること

かく し ちょう そん そう だん し えん まど ぐち いち らん 各市町村の相談支援窓口一覧

しょう しゃそうだん し えん じ ぎょう し ちょうそんそうだん し えん き のうきょう か じ ぎょう
(障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強化事業)

相談に関すること

1

とっとりし
鳥取市

しょうがいしゃ し えん
障害者支援センターしらはま

〒 689-0201 鳥取市伏野 2259-17

☎ 0857-59-6036 FAX 0857-59-2022

しょう しゃし えん
障がい者支援センターそよかぜ

〒 680-0845 鳥取市富安 2 丁目 104-2 (さざんか会館内)

☎ 0857-22-9511 FAX 0857-22-9501

そうだん し えん じ ぎょうしょ
相談支援事業所アプローズ

〒 680-0824 鳥取市行徳三丁目 901-9

☎ 0857-30-4635 FAX 0857-30-5754

ち いきせいかつ し えん いえ
地域生活支援センターみんなの家

〒 689-0202 鳥取市美萩野 2 丁目 81 番地

☎ 0857-30-7677 FAX 0857-30-7678

そうだん し えん
相談支援センターサマーハウス

〒 680-0007 鳥取市湯所町 1 丁目 131

☎ 0857-36-1151 FAX 0857-36-1152

そうだん し えん
相談支援センター ゆくり

〒 680-0805 鳥取市相生町二丁目 405 番地

☎ 0857-20-0222 FAX 0857-20-0222

とっとりかいご そうだん し えん
鳥取介護サービス 相談支援センター

〒 680-0921 鳥取市古海 707-1

☎ 0857-30-1696 FAX 0857-30-1697

<p>よなごし 米子市</p>	<p>しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒 683-0064 米子市道笑町 2 丁目 126-4 ☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121</p> <p>しょうがいしゃせいかつしえん 障害者生活支援センターまちくら 〒 683-0816 米子市西倉吉町 83-3 ☎ 0859-35-5647 FAX 0859-35-5648</p> <p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>しょうしゃしえん 障がい者支援センターわおん 〒 683-0103 米子市富益町 4684 ☎ 0859-30-4623 FAX 0859-30-4624</p>
<p>くらしし 倉吉市</p>	<p>くらしししょうしゃちいきせいかつしえん 倉吉市障がい者地域生活支援センターはっぴい 〒 682-0863 倉吉市瀬崎町 2714-1 ☎ 0858-22-6239 FAX 0858-23-7122</p> <p>ちゅうぶしょうしゃちいきせいかつしえん 中部障がい者地域生活支援センター 〒 682-0023 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p>
<p>さかいみなと 境港市</p>	<p>しょうがいしゃしえん 障害者支援センターさかいみなと 〒 684-0071 境港市外江町 2072 ☎ 0859-44-2520 FAX 0859-44-2526</p> <p>そうだんしえんじぎょうしょ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p>
<p>いわみちようわかさちよう 岩美町・若桜町・ ちづちようやずちよう 智頭町・八頭町</p>	<p>そうだんしえん 相談支援センターサマーハウス 〒 680-0007 鳥取市湯所町 1 丁目 131 ☎ 0857-36-1151 FAX 0857-36-1152</p>
<p>みささちようゆりはまちよう 三朝町・湯梨浜町</p>	<p>ちゅうぶしょうしゃちいきせいかつしえん 中部障がい者地域生活支援センター 〒 682-0023 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p>

<p>み さきちよう ゆ り はまちよう 三朝町・湯梨浜町</p>	<p>そうだん し えん 相談支援センターサポートりんくす 〒 689-0737 とうはくぐん ゆ り はまちようなが え 東伯郡湯梨浜町長江 310-46 ☎ 0858-32-1001 FAX 0858-32-0989</p>
<p>ことうちよう 琴浦町</p>	<p>ことうちようしやう しや ち いきせいかつ し えん 琴浦町障がい者地域生活支援センター 〒 689-2392 とうはくぐんことうちようたくまん (ことうちようやく ば ない) 東伯郡琴浦町徳万 591-2 (琴浦町役場内) ☎ 0858-52-1706 FAX 0858-52-1524</p> <p>ちゆう ぶ しやう しや ち いきせいかつ し えん 中部障がい者地域生活支援センター 〒 682-0023 くらよしし やま ね 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p> <p>そうだん し えん 相談支援センターサポートりんくす 〒 689-0737 とうはくぐん ゆ り はまちようなが え 東伯郡湯梨浜町長江 310-46 ☎ 0858-32-1001 FAX 0858-32-0989</p>
<p>ほくえいちよう 北栄町</p>	<p>ほくえいちようしやう しや ち いきせいかつ し えん 北栄町障がい者地域生活支援センター 〒 689-2292 とうはくぐんほくえいちよう ゆ ら しゆく (ほくえいちようやく ば だいえいちようしやない) 東伯郡北栄町由良宿 423-1 (北栄町役場大栄庁舎内) ☎ 0858-37-5851 FAX 0858-37-5339</p> <p>ちゆう ぶ しやう しや ち いきせいかつ し えん 中部障がい者地域生活支援センター 〒 682-0023 くらよしし やま ね 倉吉市山根 43 ☎ 0858-26-2346 FAX 0858-26-2300</p> <p>そうだん し えん 相談支援センターサポートりんくす 〒 689-0737 とうはくぐん ゆ り はまちようなが え 東伯郡湯梨浜町長江 310-46 ☎ 0858-32-1001 FAX 0858-32-0989</p>
<p>ひ え づ そん 日吉津村</p>	<p>しょうがいしやせいかつ し えん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒 683-0064 よな ご し どうしやうまち ちやう め (いなだ ちしよだい かい) 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階 ☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121</p> <p>そうだん し えん し ぎやうしよ つばさ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 よな ご し よねはら 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>しょう しや し えん わ 障がい者支援センター和おん 〒 683-0103 よな ご し とみすちやう 米子市富益町 4684 ☎ 0859-30-4623 FAX 0859-30-4624</p>

<p>だいせんちやう 大山町</p>	<p>しょうがいしゃせいかつ し えん 障害者生活支援センターすてっぷ 〒 683-0064 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階 ☎ 0859-37-2120 FAX 0859-37-2121</p> <p>そうだん し えん し ぎやうしよ つばさ 相談支援事業所エポック翼 〒 683-0804 米子市米原 1459-4 ☎ 0859-36-2005 FAX 0859-36-2007</p> <p>だいせんちやうしゃかいふく し きやう き かい 大山町社会福祉協議会サポートセンターだいせん 〒 689-3211 西伯郡大山町御来屋 467 ☎ 0859-54-2200 FAX 0859-54-6028</p> <p>しょうがいしゃせいかつ し えん し ぎやうしよ 障害者生活支援事業所はまなす 〒 689-3114 西伯郡大山町田中 1383 ☎ 0858-58-6161 FAX 0858-58-2175</p>
<p>なんぶちやう 南部町</p>	<p>じょ か JOCAサポート 〒 683-0351 西伯郡南部町法勝寺 484 ☎ 0859-36-8010 FAX 0859-36-8010</p>
<p>ほうきちやう 伯耆町</p>	<p>そうだん し えん し ぎやうしよ 相談支援事業所キララみらい 〒 689-4121 西伯郡伯耆町大殿 1830-1 ☎ 0859-68-5181 FAX 0859-68-5181</p>
<p>にちなんちやう 日南町</p>	<p>そうだん し えん し ぎやうしよ 相談支援事業所つぼみ 〒 689-5211 日野郡日南町生山 346-1 ☎ 0859-77-3200 FAX 0859-77-3200</p>
<p>ひのちやう こうふちやう 日野町・江府町</p>	<p>そうだん し えん し ぎやうしよ え み さと 相談支援事業所江美の郷 〒 689-4403 日野郡江府町大字久連 7 ☎ 0859-72-3210 FAX 0859-72-3211</p>



(1) - 2 地域自立支援協議会

自立支援協議会とは

障がいのある方が地域で暮らし続けることができるよう、それぞれの地域における課題を解決するという共通の目的に向けて、情報を共有し、具体的に協働する、地域の関係者によるネットワーク。それが「自立支援協議会」です。

なお、障害者自立支援法の一部改正により、平成24年4月から自立支援協議会の設置促進や運営の活性化を図るため、法律に定められました。

【共通の目的】

- 障害者総合支援法が目指す「障がいのある人が普通に暮らせる地域づくり」のため、全員が常に大きな共通認識と、高いモチベーションをもちながら参加する必要があります。

【情報の共有】

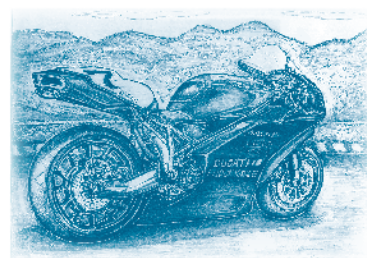
- 地域の実態や課題等の情報を集約し、全員が共有します。原点は、地域生活支援センターを中心に開催される「個別支援会議」です。

【具体的に協働する】

- 参加者が抱えている実際の事例や地域の課題を持ち寄り、制度や誰かのせいにするのではなく、全員が自らの課題として受け止め、「ともに解決しよう」、「自分のところでは何ができるか」、「一歩でも前進しよう」というスタンスで協働していく必要があります。

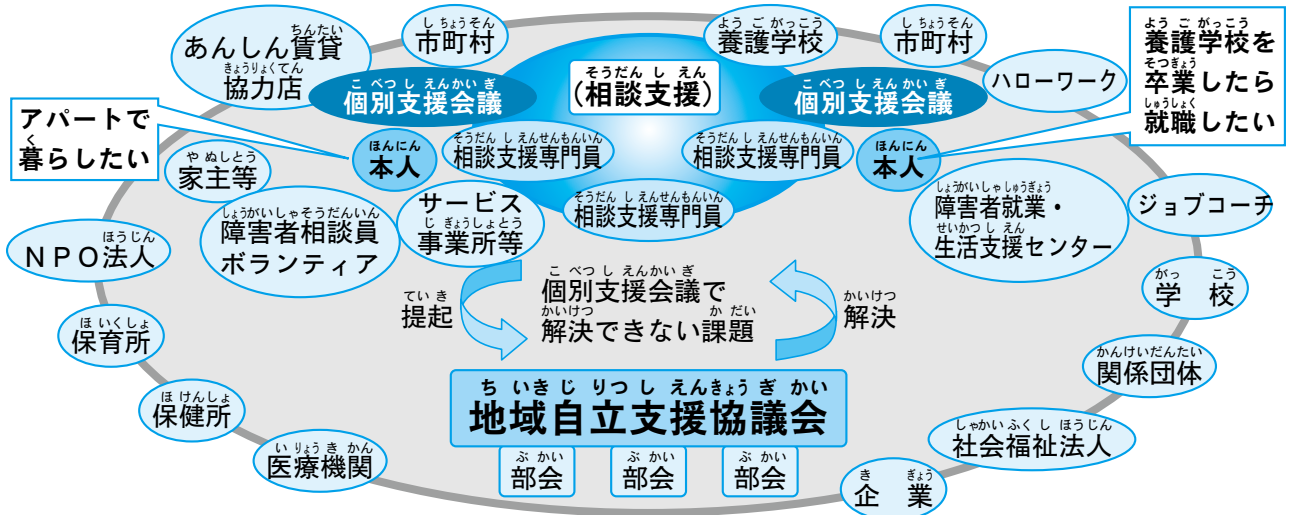
【地域の関係者によるネットワーク】

- 障がいのある方が抱える様々なニーズに対応していくためには、保健、医療、福祉、教育、就労等の多分野・多職種による多様な支援を一体的かつ継続的に用意しなければなりません。
- サービスに裏打ちされない相談は意味がありません。また、一事業所だけで用意できる支援には限界があります。そのことに気づけば、自ずと顔が見えるネットワークの必要性が分かると思います。
- 自立支援協議会は、官民が協働しなければ、成果をあげることはできないでしょう。



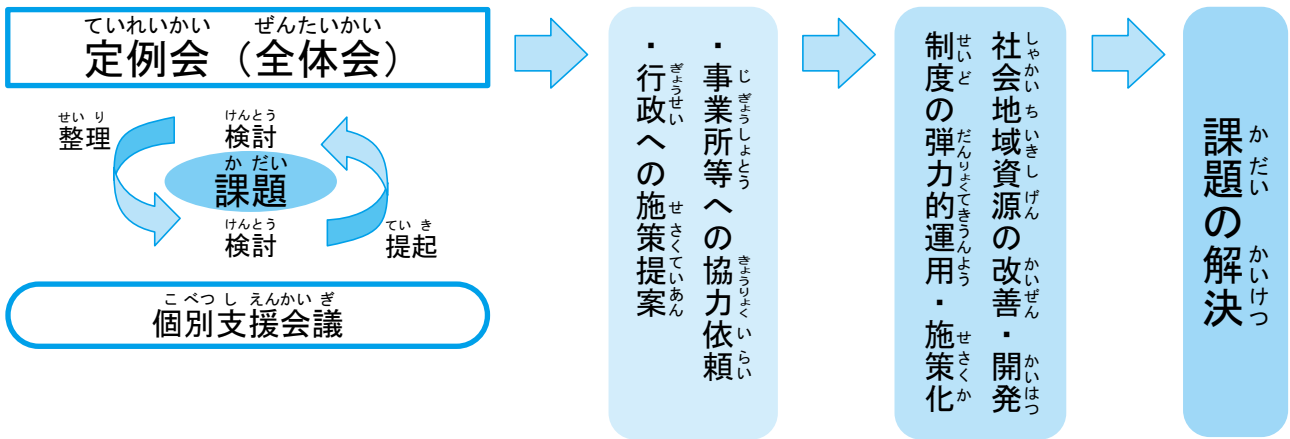
自立支援協議会のイメージ

(個別支援会議で解決できない課題を地域自立支援協議会で！)



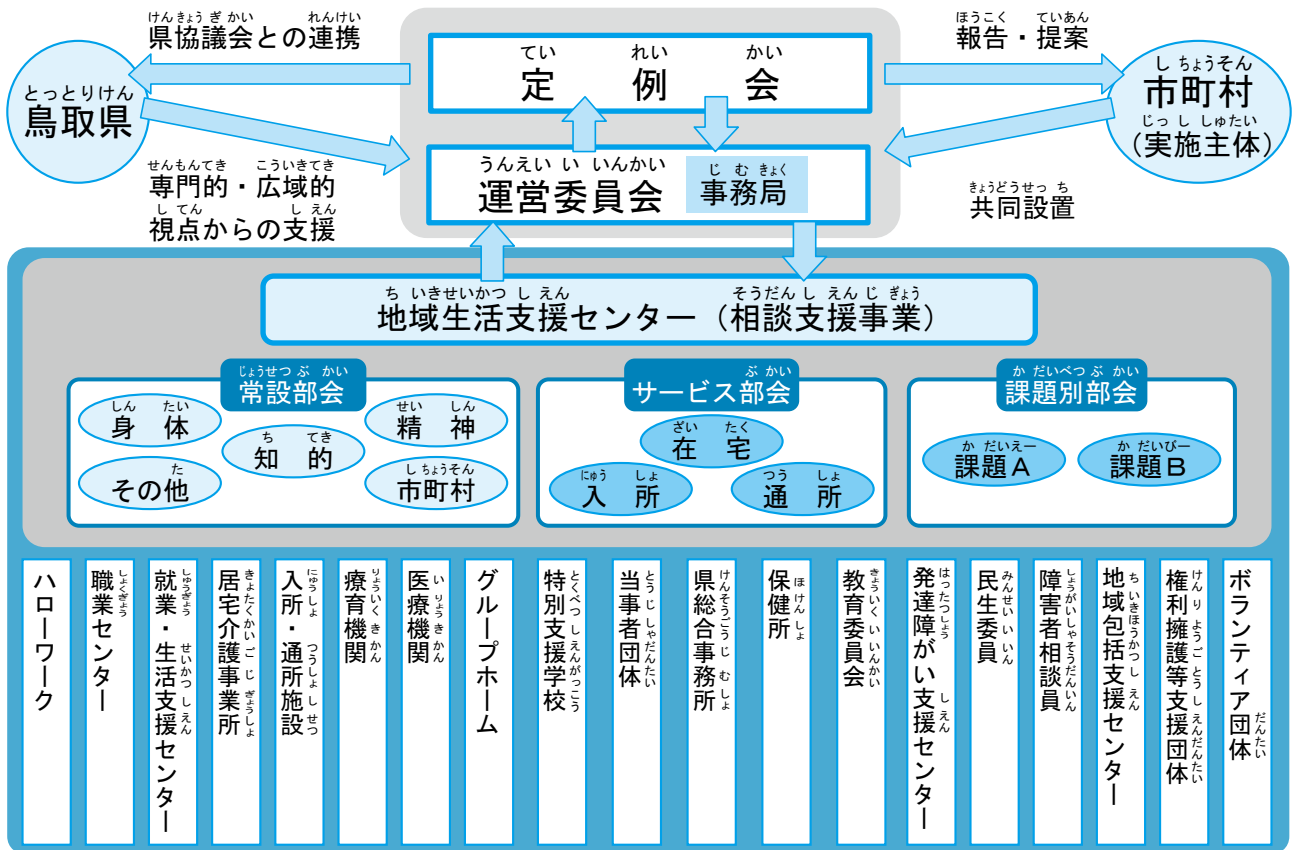
障がいのある方が地域で当り前に暮らせる社会の実現

市町村地域自立支援協議会における課題解決プロセス (例)



相談に関すること

市町村地域自立支援協議会の組織図 (例)



県内市町村地域自立支援協議会の設置状況

東部圏域

鳥取市地域自立支援協議会

鳥取県東部四町障がい者地域自立支援協議会

※ 4町が共同設置しています。

中部圏域

中部圏域障がい者地域自立支援協議会

※ 1市4町が共同設置しています。

倉吉市障がい者地域自立支援協議会

湯梨浜町障がい者地域自立支援協議会

三朝町障がい者地域自立支援協議会

北栄町障がい者地域自立支援協議会

琴浦町障がい者地域自立支援協議会

西部圏域

鳥取県西部障害者地域自立支援協議会

※ 9市町が共同設置しています。

米子市・日吉津村障がい者自立支援協議会

※ 1市1村が共同設置しています。

※市町村地域自立支援協議会についてのお問い合わせは、各市町村障がい福祉担当課にご連絡ください。

相談に関すること

(2) 鳥取県医療的ケア児等支援センター

医療的ケアが必要な子どもや家族等からの相談を専門スタッフが受けします。

【対象者】 医療的ケア児等とその家族及び関係機関

※成人となった医療的ケア児及び重症心身障がい児者を含む。

【窓口】

○総合窓口：博愛こども発達・在宅支援クリニック

〒683-0853 米子市両三柳 1880

E-mail : icare.hakuaikids@gmail.com ☎ 080-2962-0853 FAX 0859-29-8020

○東部相談窓口：鳥取県看護協会

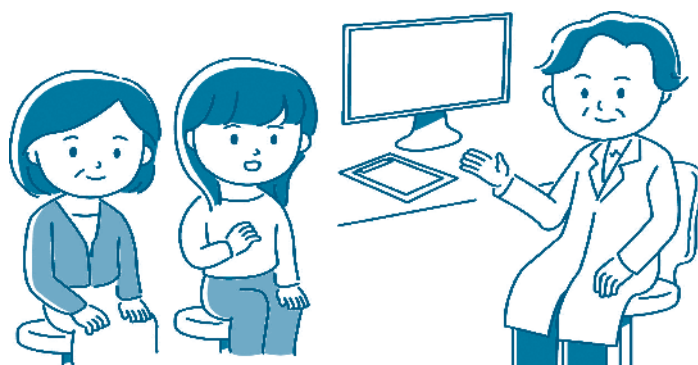
〒680-0901 鳥取市江津 318-1

E-mail : ikeatobu@tottori-kangokyokai.or.jp ☎ 0857-30-2424 FAX 0857-30-2425

○中部相談窓口：中部療育園

〒682-0021 倉吉市上井 503 番地 1

E-mail : ikeachubu@pref.tottori.lg.jp ☎ 0858-27-6006 FAX 0858-27-0781



© Studio-E

(3) 障がい児等地域療育支援事業

在宅の障がいのある子どもなどが身近な地域で気軽に療育指導・相談が受けられるように、県内の各地域に在宅福祉に詳しい地域療育担当支援員を配置し、在宅の障がい児者や保護者の相談にのったり、必要に応じて医師や保育士などの専門スタッフが相談・指導を行います。

【対象者】

- 子どもの子育てや発達に不安のある方。
 - 在宅の重症心身障がい児者、知的障がい児、身体障がい児者及び発達障がい児。
- ※本事業の対象とならない場合もありますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。

【事業内容】

- 内容に応じ、ご本人のご自宅やお住まいの地域に出向いて相談をお受けして、個別や集団での療育についてアドバイスなどを行います。
- 地域療育担当支援員が、相談の内容に応じて各種福祉サービスの情報提供や利用のお手伝い、関係機関との調整、紹介などを行います。
- 保育所や幼稚園、学校などに専門スタッフを派遣して、障がい児者の療育に携わる職員にアドバイスなどを行います。

【対応する専門スタッフ】

医師、看護師、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士など

【窓口】 各施設へご相談ください。

ち 区	施 設	でん ばん ごう 電 話 番 号 F A X 番 号	ち い き り よ う い く た ん と う し え ん い ん 地 域 療 育 担 当 支 援 員
とう ぶ ち ぐ 東 部 地 区	けんりつとっとりりょういくえん 県立鳥取療育園	0857-29-8889 0857-29-9300	はい ち 配 置
	とっとりし りつわかきさかくえん 鳥取市立若草学園	0857-28-1233 0857-28-1233	—
ちゅう ぶ ち ぐ 中 部 地 区	けんりつちゅうぶ りょういくえん 県立中部療育園	0858-27-0780 0858-27-0781	はい ち 配 置
	けんりつつかいせいかくえん 県立皆成学園	0858-22-7188 0858-22-7189	—
せい ぶ ち ぐ 西 部 地 区	けんりつそうごうりょういく 県立総合療育センター	0859-38-2163 0859-38-2156	はい ち 配 置
	よなごしりつ 米子市立あかしや	0859-29-2585 0859-29-2585	—
	えぬびーおーほうじん ひ NPO法人陽なた	0859-57-6240 0859-57-6240	—

(4) 発達障がいに係る相談機関

『エール』発達障がい者支援センター

発達障がいのある方やその心配のある方及びそのご家族が、豊かな地域生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や、関係団体と連携しながら相談支援・調整等を行います。

【対象者】 発達障がいのある方やそのご家族。子どもから大人まで年齢は問いません。

【事業内容】

- 相談支援
 - 日常生活にかかわるさまざまな相談（コミュニケーションや行動面で気になること、保育所や学校・職場で困っていること）に応じて関係機関と連携をとりながら支援を進めます。
 - 福祉制度やその利用の仕方、専門機関など、必要な情報を提供します。
- 発達支援
 - 発達検査等を行い、家庭での療育方法への助言、並びに個々に応じた療育や教育、支援の具体的な手立てについて支援します。
 - 保育所や学校などと連携をとりながら巡回相談や療育支援を行います。
- 就労支援
 - 関係機関との連携により、助言や情報提供を行います。
- 普及・啓発研修
 - 「発達障がい」について、障がいの正しい理解や支援の方法を広めるための研修を行います。

※電話、ファクシミリ、電子メール（インターネット相談フォーム）、来所等による相談に応じ、助言や必要な情報提供を行います。

【連絡先】

倉吉市みどり町 3564-1（県立皆成学園内）

☎ 0858-22-7208 FAX 0858-22-7209

E-mail : yell@pref.tottori.lg.jp

<http://www.pref.tottori.lg.jp/yell>



インターネット相談フォーム
QRコード

ペアレントメンター鳥取

発達障がい、周囲から理解されにくい障がいであり、一人で悩みを抱えてしまう保護者もいます。このような保護者に対して同じ発達障がいのある子どもを持つ保護者がペアレントメンター（よき相談相手・先輩保護者）となって、悩みを共感したり、ご自分の子育て経験をとおして子どもへの関わり方などを助言したりします。

【対象者】

発達障がいのある子どもを持つ保護者、発達障がい児者と関わりのある各種機関

【事業内容】

- 個別相談（来所、訪問） ・ 電話相談 ・ メール相談 ・ 情報交換会（保護者勉強会）
- メンターカフェ ・ 理解啓発活動 ・ ペアレントトレーニング協力
- サポートブック作成指導 等

【連絡先】

ペアレントメンター鳥取事務局

鳥取市瓦町601 特定非営利活動法人 鳥取県自閉症協会内

☎ 0857-30-0670（平日 10：00～14：00） FAX 0857-30-2785

E-mail : p-ment@kind.ocn.ne.jp <https://p-ment.net/>

いじめ・不登校総合対策センター

いじめ、不登校、園・学校生活の困りごと、子育ての悩みなどのご相談を、相談員及び指導主事がお受けします。

また、東・中・西部の各地域で、月1～2回程度「専門医（小児科医・精神科医）による教育相談会」を行っています。園・学校生活の困りごと、発達の遅れや子育ての悩みなどのご相談に応じます（完全予約制）。

【対象者】

- 園、小中学校、高等学校の幼児、児童、生徒
- 高校生年代の青少年
- 保護者
- 保育・教育関係者

【連絡先】

教育相談全般の窓口 ☎ 0857-31-3956（平日 8：30～17：15）

E-mail : soudan-117@kyoiku-c.torikyo.ed.jp

「専門医による教育相談会」の予約 ☎ 0857-28-2322（平日 9：00～17：00）

LD等専門員による発達障がいのある又は可能性のある

幼児児童生徒に関する教育相談

【巡回相談】 担当区域のLD等専門員が小・中学校、義務教育学校を計画的に訪問します。

【依頼による相談活動】

担当区域内の幼稚園・認定こども園・保育所、小・中学校、義務教育学校、高等学校等からの依頼に応じ、発達障がいのある又は可能性のある幼児児童生徒及びその指導に携わる教員や保護者を対象に相談を行っています。

※連絡先等、詳細は p127 ~ p128 をご覧ください。

特別支援学校の教育相談

県内の特別支援学校では、地域における障がいのある乳幼児や児童生徒の保護者、教員に対して教育相談を行っています。

【連絡先】 各特別支援学校

小・中学校、義務教育学校、高等学校の教育相談

各小・中学校、義務教育学校、高等学校には特別支援教育主任（担当）がいます。

特別支援教育主任（担当）は発達障がいを含めた障がいにより特別な教育的支援を必要とする児童生徒に適切な支援を行うために、校内の支援体制を整えるとともに、校外の関係機関との連絡調整及び保護者に対する学校の窓口としての活動を行っています。

【連絡先】 各小・中学校、義務教育学校、高等学校

就労に関する相談

鳥取障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等で相談を行っています。

※連絡先等、詳細は p111 ~ p116 をご覧ください。



(5) 精神障がい者家族相談ダイヤル

精神障がいに関する相談は、その特性上ご本人やご家族が他者へ相談することに対し消極的な傾向があります。そこで「同じ体験をした者（家族）という親近感や安心感」という点を活かし、思いの共有ができる相談先として、また相談者が専門的な相談機関へつながるきっかけとして電話相談を行っています。

【対象者】 精神障がいのある方のご家族、精神障がいのある方等

【相談日時】 毎月第1・第3木曜日 13:00～16:00

【電話番号】 090-3880-3498（専用ダイヤル）

【窓口】 とっとりけんせいしんしょうがいしや かぞくかいれんごうかい
鳥取県精神障害者家族会連合会

(6) 鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関

高次脳機能障がいは脳の損傷により生じる認知機能の障がいです。交通事故などによる頭部外傷や、脳出血・脳梗塞などの脳血管疾患、その他の病気により脳が損傷を受けると、身体の障がいとは別に、思考や記憶、注意、言語などの脳機能の一部に障がいがおきることがあります。

発症、受傷原因、年齢、障がい状況などで様々なサポートが受けられる場合があります。倉吉市にある野島病院が鳥取県の委託を受け、鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関として、病院内に高次脳機能センターを設置し、専門スタッフが各種情報提供や相談・助言を行っています。

【対象者】

- 高次脳機能障がいのある方やそのご家族
- 高次脳機能障がいのある方と関わりのある各種機関

【事業内容】

- 福祉サービス事業所等に関する各種情報提供
- 相談、助言
- 支援者、一般の方への研修
- 必要な場合、当院担当医師による外来診療（予約制）

【窓口】

鳥取県高次脳機能障がい者支援拠点機関 野島病院高次脳機能センター
倉吉市瀬崎町 2714-1 ☎ 0858-27-0205（直通） FAX 0858-23-7122

ホームページ <https://nojima-hospital.jp/publics/index/204/>

高次脳機能障がい支援ホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/koujinou>

※県総合事務所（保健所）や鳥取市保健所、県高次脳機能障害者家族会においても相談・助言を行いますので、あわせてご利用ください。

(7) 鳥取県高次脳機能障害者家族会

高次脳機能障がいのある方やそのご家族に対して、同じ経験をしてきた当事者とご家族の立場で、悩みを共感したり、支えあう活動をしています。

【対象者】 高次脳機能障がいのある方やそのご家族・関係者

【事業内容】 電話による相談対応

【窓 口】

鳥取県高次脳機能障害者家族会 事務局

米子市西倉吉町 83-3 障害者生活支援センターまぢくら内

☎ 0859-35-5647 FAX 0859-35-5648

(8) 鳥取県依存症支援拠点機関

アルコールや薬物、ギャンブル等に過度に依存してしまうことは病気です。この病気は本人の意志を強くしても対処が困難です。また、周りにはいるご家族や友人、職場の同僚などいろいろな方が、問題解決をどこに相談していいのかわからず、対応に困っている現状があります。

渡辺病院では、県からの委託を受け「依存症支援拠点機関」として、アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症についての普及啓発や相談対応、専門的な治療等を行っています。相談は、専門的な知識を有する看護師、精神保健福祉士等からなる「相談支援コーディネーター」が対応します。

※「アルコール健康障害」とは…アルコール依存症その他の習慣的多量飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒による心身の健康障害。

※「ギャンブル等」とは…法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為。

【対象者】

アルコール健康障害、薬物依存症及びギャンブル等依存症でお困りの方及びご家族。医療・保健・福祉担当者。自助グループで回復に取り組んでいる方。民生委員、保護司など関係者・関係機関担当者など。

【窓 口】

社会医療法人明和会医療福祉センター一渡辺病院

精神科外来、医療相談室「相談支援コーディネーター」

鳥取市東町3丁目307 ☎ 0857-24-1151 FAX 0857-24-1024

ホームページ <http://www.t-alcsien.jp/>

※平日の9:00～17:00に相談表を作成し、ご本人・ご家族、かかりつけ医等からの相談支援を行います。夜間当直帯に電話相談等があった場合は、申し送りの上、後日、直接電話を受けるか相談面接を行います。出前相談や関係機関との連携業務についても、同様に対応した「相談支援コーディネーター」が日程調整等を行います。

【その他特記事項】

広く当事者やご家族、かかりつけ医等からの相談に対応し、適切な介入や連携業務を行うようにします。支援拠点の活動としては、毎年、各依存症ごとに県内3か所で開催する研修会に加え、ご家族への相談対応と介入等に関する研修会を開催しています。特に「動機づけ面接法」の普及をはかり、病気の理解を助ける資料や各種リーフレットなどを取りそろえるようにしています。地域での健康活動における出前講座の要請や自助グループの活動へも「相談支援コーディネーター」を中心に無料で出かけており、積極的な研鑽や協力活動を心がけています。

(9) NPO法人鳥取県断酒会

アルコール依存症は、自分で飲酒のコントロールが出来なくなり飲んではいけない時・場所・場合でも飲酒してしまい問題を起こす進行性の心と身体の病気です。一度発症すると完全に治癒することはありませんし、再度、酒・アルコールを口にするとたちまちもとの状態に戻ってしまいます。再発防止には、断酒しかありません。

断酒会は、アルコール依存症の人及び酒・アルコールを止めたいと自発的に思っている人の断酒を支援する自助グループです。

【対象者】

アルコール依存症の人、酒・アルコールを止めたいと思う人、そのご家族をはじめその人達を支える人

【事業内容】

- 断酒例会
 - 参加者が体験談を語りそれを聴き自己洞察・追体験することで新しい自己を確立する手段としています。鳥取市・米子市・境港市・倉吉市を中心にほぼ毎日開催しています。
- 酒害（酒・アルコールの悩み）相談
 - 下記窓口へご連絡下さい。

(10) 鳥取県てんかん支援拠点病院

てんかん診療支援コーディネーターが相談窓口となり、日本てんかん協会鳥取県支部と連携して、てんかん患者さんとその家族に対する相談支援を行っています。また、県全域でてんかん患者さんが適切な治療を受けられるシステムの構築を目指し、医師による医療相談も行っています。

その他にも、てんかんに関する啓発活動や情報提供をホームページに掲載しています。

【対象者】

てんかんのある方やそのご家族・関係者（医療・教育など）（特に限定はありません。）

【受付日時】 月・木曜日 13:00～16:00 火・金曜日 10:00～13:00

【窓 口】

鳥取県てんかん支援拠点病院

よなごしにしまち 米子市西町 36-1 鳥取大学医学部附属病院内

☎ 0859-38-7504（専用ダイヤル）

ホームページ <http://www2.hosp.med.tottori-u.ac.jp/epilepsy/>

※相談は電話または面接で行います（メール等では受け付けていませんのでご了解ください）。

※コーディネーターや医師との相談については、お問い合わせの際、日程調整させていただきます。

※病院に受診される場合は要予約。

(11) 公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部

てんかんは古くからある病気です。人口の0.8～1%と言われ子どもから高齢者にわたり発病するごくありふれた脳神経疾患です。まずは、専門医による正しい診断と治療が大切です。ひとりで悩まずご相談下さい。

当事者の立場に立って、専門医や専門職が相談・助言を行います。

【対象者】

てんかんのある方やそのご家族・支援関係者・教育関係者（特に限定はありません。）

【事業内容】

てんかんの正しい知識の普及啓発・出前講座・療育相談・ピア活動・調査研究・相談対応等

【相談日時】 平日 13:00～15:00

【窓口】

公益社団法人日本てんかん協会鳥取県支部

米子市皆生温泉 2-2-14 NPO法人あかり広場内 ☎・FAX 0859-35-0505

※相談は電話または面接で行います（メール等では受け付けていませんのでご了解ください）。

(12) NPO法人鳥取ダルク（アルコール・薬物問題相談ダイヤル）

私たち鳥取ダルクは、アディクション（アルコール・薬物・ギャンブル等依存症）を病
気と捉え、適切な知識と理解に基づいた対応を心掛けています。

長年にわたるアルコール・薬物依存症者との辛い関わりの中で、ご家族や周囲の人の心
は傷つき、怪我をした状態になっています。

薬物依存症者が回復治療プログラムで自分の人生を取り戻していくように、ご家族もま
た心のケアをすることによって回復していく必要があります。

今までどこに相談すれば良いのか判らず途方にくれていた当事者、ご家族のために、薬
物問題の相談・薬物予防啓発活動も随時行っています。

【対象者】 アルコール・薬物でおこまりの当事者・ご家族

【相談日時】 (月)～(金) 10:30～17:00 (土) 10:30～15:00

【窓口】

NPO法人鳥取ダルク

☎・FAX 0857-72-1151 ホームページ <http://tottoridarc.com/>

※施設へ来所される場合は要予約

(13) 成年後見支援センター

高齢者や障がい者の権利擁護に取り組む支援センターが、東・中・西部の3か所に設置
されています。財産管理や生活上のサービスを取り交わす判断能力が不十分な人を保護す
るための相談や支援を行っています。

※制度・連絡先等、詳細は p154～p157 をご覧ください。

(14) あいサポート・アートセンター

「あいサポート・アートセンター」は障がい者の優れた作品の展示や芸術・文化活動に関する情報発信を行うとともに、創作活動に取り組む障がい者やその支援者を支援するため、相談受付や研修会を行います。

【事業内容】

常設展示：障がい者の優れた芸術・文化作品の展示などを行い、障がい者の優れた芸術性に触れる機会を継続的に提供します。

情報発信：障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、インターネット等を活用して、広く発信します。

人材育成：障がい福祉サービス事業所の職員や文化芸術関係者、教育関係者等に対して、障がい者の創作活動の支援方法や著作権等の権利保護に関する研修会を行います。

相談支援：障がい者やそのご家族、障がい者芸術・文化活動を支援する福祉サービス事業者等からの相談を受け付け、創作活動や著作権保護等に関するアドバイスを行うとともに、必要に応じて専門家や関係機関等の紹介を行います。

普及啓発：障がい者本人やその支援者に対して、新たな芸術・文化活動との出会いの場を提供するため、美術や音楽などの創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催します。

アートギャラリー支援：
県民が気軽に障がい者アートを楽しめるアートギャラリーを県の認定ギャラリーとする「鳥取県はーとふるアートギャラリー認定制度」の認定事業者と連携して認定ギャラリーで開催される障がい者アート展等の情報発信を行うとともに、展示等についての助言をします。

【まどぐち】

あいサポート・アートセンター

〒682-0821 倉吉市魚町2563 (琴櫻記念館前)

☎ 0858-33-5151 FAX 0858-33-4114 E-mail : tottori.asac@gmail.com



(15) 鳥取県聴覚障がい者センター

県内の聴覚障がい支援に関する総合的な拠点となる「鳥取県聴覚障がい者センター」を県内3か所に設置し、個々のニーズに応じた相談支援や手話通訳者・要約筆記者の派遣など、様々な事業を実施しています。

【対象者】 きこえない・きこえにくい人

【窓口】

鳥取県東部聴覚障がい者センター

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎0857-32-6070 FAX0857-32-6071

鳥取県中部聴覚障がい者センター

〒682-0822 倉吉市葵町724-15 ☎0858-27-2355 FAX0858-27-2360

鳥取県西部聴覚障がい者センター

〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-48 堀田ビル1階

☎0859-30-3659 FAX0859-30-3660

(16) 鳥取県きこえない・きこえにくい子どものサポートセンター『きき』

きこえない・きこえにくい子どもとご家族等からの相談を受け、情報提供を行います。

【対象者】 きこえない・きこえにくい子どもの保護者及び関係者

【窓口】

〒680-0853 鳥取市桜谷173-21

☎0857-50-0170 FAX0857-50-0176

(17) 鳥取県盲ろう者支援センター

県内の盲ろう者支援に関する総合的な拠点となる「鳥取県盲ろう者支援センター」を設置し、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成・派遣や相談支援事業、生活・コミュニケーション訓練事業を行っています。

【対象者】 盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）

【事業内容】

- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業
 - 盲ろうの方のもとへ盲ろう者向け通訳・介助員を派遣し、盲ろうの方のコミュニケーションと外出を支援します。
- 盲ろう者向け通訳・介助員養成事業
 - 盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行います。
- 盲ろう者向け相談支援事業
 - 盲ろうの方やそのご家族等に対する情報提供やその方に適した相談支援を行います。
- 盲ろう者向け生活・コミュニケーション訓練事業
 - 盲ろうの方に対して、家事・歩行等の生活訓練や、手話・点字等のコミュニケーション訓練を行います。

【窓口】

鳥取県盲ろう者支援センター

〒683-0845 米子市旗ヶ崎6丁目19-36

☎0859-30-3830 FAX0859-21-1537 E-mail:t-db-sc@tottoridb.jp

(18) 鳥取県視覚障がい者支援センター

県内の視覚障がいのある方に対する総合的な相談支援の窓口として、「鳥取県視覚障がい者支援センター」を県内3か所に設置し、見えない・見えにくい方、そのご家族や支援者の方などに対する情報提供や個々のニーズに応じた相談支援を行っています。

【対象者】 見えない・見えにくい人

【窓口】

鳥取県視覚障がい者東部支援センター

〒680-0845 鳥取市富安2丁目104-2 さざんか会館4階

☎0857-32-8015 FAX0857-32-8018

E-mail:t-senta@tottori-lighthouse.or.jp

鳥取県視覚障がい者中部支援センター

〒682-0023 倉吉市山根540-1 パープルビル4階

☎0858-27-1654 FAX0858-27-1885

E-mail:c-senta@tottori-lighthouse.or.jp

鳥取県視覚障がい者支援センター

〒683-0001 米子市皆生温泉3-18-3 米子市皆生市民プール管理棟内

☎0859-46-0778 FAX0859-22-7688

E-mail:s-senta@tottori-lighthouse.or.jp

※相談をご希望される方は事前にご連絡ください。

(19) ロービジョン相談窓口

鳥取県内のロービジョン者、そのご家族や支援者からの生活、医療、福祉等に関する相談支援を行っています。

【対象者】 ロービジョン者

【窓口】 〒683-8504 米子市西町86番地 鳥取大学医学部アレスコ棟6階

☎ 080-9433-5279

(20) 鳥取県失語症者支援センター

県内の失語症者等に対する支援、情報提供を行っています。

【対象者】 失語症者

【窓口】 〒683-0067 米子市東町177 東町ビル2階

☎ 0859-21-5478 E-mail: tottorist.situgosien@gmail.com

(21) ヤングケアラー相談窓口

大人の代わりに、幼いきょうだいの世話や、障がいや病気のある家族の介護やケアを行うことで、自らの育ちや教育に支障を来している18歳未満の子どもを「ヤングケアラー」といいます。

鳥取県では、ヤングケアラー当事者や保護者の悩みに寄り添い、ヤングケアラーの方が必要な支援に繋げるための相談窓口を設置しています。

困ったこと・話をしたいことがあったら、まずは相談してください。

【対象者】 ヤングケアラー及び若者ケアラー又はその家族の方等

【電話相談窓口】 東部相談窓口（福祉相談センター） ☎ 0857-29-5460

中部相談窓口（倉吉児童相談所） ☎ 0858-22-4152

西部相談窓口（米子児童相談所） ☎ 0859-33-2020

開設：平日 午前8時30分～午後5時30分（時間外は留守番電話）

夜間・休日相談窓口（県教育委員会いじめ・不登校総合対策センター）

☎ 0857-28-8718

開設：平日 午後5時30分～午前8時30分

土・日・祝 24時間

らいん そうだんまどぐち
【LINE 相談窓口】

こうしき とっとりけん らいん そうだん
公式アカウント「鳥取県ヤングケアラー LINE 相談」
を友だち登録後、画面の指示に沿って相談してください。

< URL > <https://lin.ee/3ETudcU>



QRコード

(22) しょうひ せいかつ そうだんまどぐち 消費生活センター相談窓口

しょうひ せいかつ そうだんしつ あくしつしょうほう けいやく しょうひしゃ かん そうだん う ひつよう
消費生活相談室では、悪質商法・契約など消費者トラブルに関する相談を受け、必要な
じよげん じょうほうていきょうとう おこな ひみつげんしゅ そうだん むりょう
助言、情報提供等を行っています。(秘密厳守・相談無料)

【相談受付時間】

せいぶしょうひ せいかつ そうだんしつ しゅくじつ ねんまつねんし やす
西部消費生活相談室 8:30 ~ 17:00 (祝日・年末年始はお休みです。)

※電話または来所にてご相談ください。

【相談窓口】

せいぶしょうひ せいかつ そうだんしつ
西部消費生活相談室

〒683-0043 よなご しすえひろちょう ばんち よなご かい
米子市末広町 294 番地 (米子コンベンションセンター 4 階)

☎ 0859-34-2648



とっとりけんしょうひ せいかつ
鳥取県消費生活センター
らいん こうしき
LINE 公式アカウント

でんし そうだんうけつけ しょうひ せいかつ そうだん けんさく
電子メールによる相談受付フォームは「とりネット消費生活相談」で検索してください。

【注意事項】

でんし ぶんめん はっせい けいい じょうきょう しょうさい じゅうぶん はあく
電子メールの文面だけでは、トラブル発生の際や状況などの詳細が十分に把握できず、
じつじょう あ てきかく じよげん おこな こんなん でんし うけつけ げんそく
実情に合わせた的確な助言を行うことが困難であることから、電子メールでの受付は原則
しょかい れんらくさきおよ そうだんないよう じぜん はあく
初回(連絡先及び相談内容の事前把握)のみとさせていただきます。

※お急ぎの方は、電話または来所によりご相談ください。

※県内各市町村にも消費生活相談窓口が設置されていますので、あわせてご利用ください。



(23) その他の相談窓口

市町村が設置する相談支援窓口の他に、障がいのある方や保護者の各種相談に応じるため、様々な「相談機関」や「相談員」を配置しています。

○相談機関

機関名	活動内容	住所	電話番号 FAX番号
鳥取市保健所、 中部総合事務所 倉吉保健所、 西部総合事務所 米子保健所 精神	こころの健康や精神疾患、精神障 がい者の福祉など、精神保健福祉 に関する相談や、市町村役場に協 力してご家庭におられる精神障が いのある方の訪問指導を行ってい ます。	(鳥取市保健所) 鳥取市富安2丁目138-4 鳥取市役所駅南庁舎1階	0857-22-5616 0857-20-3962
		(倉吉保健所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3921 0858-23-4803
		(米子保健所) 米子市東福原1-1-45 ※令和5年12月25日以降(予定) 米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所2号館3階	0859-31-9310 0859-34-1392
		(東部身体障害者更生相談所) 鳥取市東町1丁目220 県庁障がい福祉課内	0857-26-7856 0857-26-8136
身体障害者更生相談所 身体	身体障がいに関する専門的な相談 を行っています。 ※補装具・更生医療の申請窓口は、 お住まいの各市町村役場になり ます。	(中部身体障害者更生相談所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3124 0858-23-4803
		(西部身体障害者更生相談所) 米子市東福原1-1-45 ※令和5年12月25日以降(予定) 米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所1号館1階	0859-31-9309 0859-34-1392 ※令和5年12月25日以降(予定)
		(東部知的障害者更生相談所) 鳥取市江津318-1	0857-23-6218 0857-21-3025
		(中部知的障害者更生相談所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3124 0858-23-4803
知的障害者更生相談所 知的	知的障がいに関する専門的な相談 を行っています。 ※療育手帳の申請窓口は、お住ま いの各市町村役場になります。	(西部知的障害者更生相談所) 米子市東福原1-1-45 ※令和5年12月25日以降(予定) 米子市糺町1-160 鳥取県西部総合事務所1号館1階	0859-31-9309 0859-34-1392 ※令和5年12月25日以降(予定)
		(東部知的障害者更生相談所) 鳥取市江津318-1	0857-23-6218 0857-21-3025
		(中部知的障害者更生相談所) 倉吉市東巖城町2	0858-23-3124 0858-23-4803

機 関 名	活 動 内 容	住 所	電 話 番 号 F A X 番 号
児童相談所 	障がい児やその保護者に関する相談を行っています。	(福祉相談センター中央児童相談所) 鳥取市江津 318-1	0857-23-1031 0857-21-3025
		(倉吉児童相談所) 倉吉市宮川町 2-36	0858-23-1141 0858-23-6367
		(米子児童相談所) 米子市博労町 4-50	0859-33-1471 0859-23-0621
精神保健福祉センター 	こころの健康や精神疾患、精神障がい者の福祉など、精神保健福祉に関する相談を行っています。	鳥取市江津 318-1	0857-21-3031 0857-21-3034
市町村役場 	障害福祉サービス（居宅介護、短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援、グループホームなど）、地域生活支援事業（移動支援、地域活動支援センターなど）に関する相談を行っています。	p166～p167 をご覧ください。	
障害者就業・生活支援センター (生活支援担当職員、就業支援担当者) 	障がいのある方の仕事と生活の総合相談窓口です。	(障害者就業・生活支援センター しらはま) 鳥取市伏野 2259-17	0857-59-6060 0857-59-2022
		(障害者就業・生活支援センター くらよし) 倉吉市住吉町 37-1	0858-23-8448 0858-23-8456
		(障害者就業・生活支援センター しゅーと) 米子市道笑町 2 丁目 126-4 稲田地所第 5 ビル 1 階	0859-37-2140 0859-37-2140



そうだんいん めいしやう 相談員の名称	かつ どう ない よう 活 動 内 容	じゆう しょ てん わ ばん ごう 住 所 ・ 電 話 番 号
そうだん し えんせんもんいん 相談支援専門員 まほうつう 共通	しやうがいのある方及びそのご家族に かん さまざま そうだん し えん ねんご 関する様々な相談・支援を行って います。	しやう しやそうだん し えん じ ぎやう し ちやうそんそうだん し えん き のうきやう 障がい者相談支援事業・市町村相談支援機能強 か じ ぎやう して い とく てい いっぱん じどう 化事業 (p8～p13)、指定 (特定・一般・児童) そうだん し えん じ ぎやうしよ と あ 相談支援事業所 (p208～p211) へお問い合わせ してください。
しんたいしやうがいしやそうだんいん 身体障害者相談員 【窓口：市町村】 しんたい 身体	しやかいてきしんぼう しんたいしやう 社会的信望があり、身体障がいのある 方のかた ふくし ねつ い けんしき も 方の福祉に熱意と見識を持つてい る方、しんたいしやうがいしやそうだんいん し 方を、身体障害者相談員として市 ちやうそん い しょく さまざま そうだん おう 町村が委嘱し、様々な相談に応じ、 ひつよう えんじよ ねんご 必要な援助を行っています。 ※相談員に関する窓口：市町村	p168～p169 をご覧ください。
ち てきしやうがいしやそうだんいん 知的障害者相談員 【窓口：市町村】 ち てき 知的	ち てきしやう かた ほ ご しゃとう 知的障がいのある方の保護者等 で、ち てきしやう かた ふくし ぞう で、知的障がいのある方の福祉増 しん ねつ い かた ち てきしやうがいしやそう 進に熱意のある方に知的障害者相 だんいん し ちやうそん い しょく 談員を市町村が委嘱しています。 かんけい き かん れんけい ち てきしやう 関係機関との連携のもとに知的障 がいのある方のかた にちじやう そうだん おう がいのある方の日常の相談に応 じ、ひつよう じよげん ねんご 必要な助言を行っています。 ※相談員に関する窓口：市町村	p170 をご覧ください。
せいしんしやうがいしやそうだんいん 精神障害者相談員 【窓口：市町村】 せいしん 精神	せいしんしやう かた ほ ご しゃとう 精神障がいのある方の保護者等 で、せいしんしやう かた ふくし ぞう で、精神障がいのある方の福祉増 しん ねつ い かた せいしんしやうがいしやそう 進に熱意のある方に精神障害者相 だんいん し ちやうそん い しょく 談員を市町村が委嘱しています。 かんけい き かん れんけい せいしんしやう 関係機関との連携のもとに精神障 がいのある方のかた にちじやう そうだん おう がいのある方の日常の相談に応 じ、ひつよう じよげん ねんご 必要な助言を行っています。 ※相談員に関する窓口：市町村	p169 をご覧ください。
みんせい じどう いん 民生・児童委員 【窓口：市町村】 まほうつう 共通	し ちやうそん はい ち ち いき 市町村ごとに配置され、地域にお いて ふくし じ む じよ し ちやうそんとう ぎやうせい いて福祉事務所・市町村等の行政 き かん ぎやうむ きやうりやく ち いきふくし 機関の業務に協力し、地域福祉に かん かくしゆ そうだん し えんかつどう じゆう 関わる各種の相談・支援活動に従 じ 事しています。	p166～p167 の市町村福祉担当課にお問い合わせ してください。

2

てちょう こうふ かん 手帳の交付に関すること

きょうつう
共通

しょうがいのある方が一貫した相談や支援を受けられるよう手帳が交付されています。

(1) 3障がい手帳の統合等について

本県では、平成20年4月より、障害者自立支援法施行に伴う障がい福祉サービスの一
元化や障がい種別ごとに手帳が異なることにより障がいが識別されてしまうことに対する
心理的負担を軽減するため、以前はばらばらであった、身体、療育、精神の3障がい手帳
の外観を統合することにしました。

併せて、顔写真が古くなって、本人確認手段として不適切な状態にある手帳が多くある
ことに考慮して、原則10年経過したら、手帳の再交付申請をしていただくようお願いす
ることとしました。

てちょう とうごう 手帳の統合について

サイズ 縦 11.4 cm × 横 7.5 cm (身体障害者手帳の大きさ)
形式 手帳を開かずに提示できる形式 (定期入れ用) (身体障害者手帳と同じ形式)
色 深緑 (同一色)
表記 県章の表記のみ (カバーの表記を廃止)

カバーの窓から見える台紙は、「障害者手帳」及び「鳥取県」と表記

※平成30年4月より、鳥取県東部管内については、鳥取市が手帳の交付
を行うこととなったため、カバーの窓から見える台紙は「障害者手帳」
及び「鳥取市」と表記されます。

しん てちょう きりかえじき 新手帳の切替時期について

種別	対象者	切替時期
身体障害者手帳	所持期間が10年以上の方	すみやかに再交付申請してください。
療育手帳	50歳以下の方	10年たったら再交付申請してください。 30歳、40歳、50歳の再判定時、又は記載欄がなくなつて新しい手帳に切り替える時に再交付申請してください。
	50歳を超える方	60歳、70歳… (以下10歳刻み) 時に再交付申請してください。
精神障害者 保健福祉手帳	記載欄がなくなった方	新しい手帳に切り替える時に手続きをしてください。

※1 現在所持されている手帳は、切り替えまでの間、そのまま使えます。

※2 切替時期が来ていなくても、希望される場合は、対応します。

【再交付申請に必要なもの】

再交付申請書

写真 無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4cm×横3cm

窓口 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

避難行動要支援者情報等の申出について

鳥取県では、平成20年4月から、障害者手帳を新たに交付された方または再交付された方に対し、①避難行動要支援者、②点字(Uni-Voice)情報提供希望者に関する情報、③障害者手帳所持者の就労情報について、ご本人が同意される場合に限って、県に申し出ていただき、その情報を基にして各種の障がい福祉施策の充実を図ることとしています。

【避難行動要支援者情報等の登録に必要なもの】

障害者手帳発行・管理システム登録申出書

(申出を希望(同意)される方は、申出書の内容をよくご理解の上、下記の窓口へ申し出てください。(個人情報を含みますので、慎重にご判断ください。))

窓口 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

(2) 身体障害者手帳

身体

身体障がいのある方が、身体障害者福祉法及び障害者総合支援法に基づく援助を受けるためには、身体障害者手帳の交付を受けることが必要な場合があります。

【対象者】

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体(上肢、下肢、体幹、脳原性運動機能障害)、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能に一定以上の障がいのある方に交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

(再)交付申請書 (15歳未満の方は、保護者が申請してください。)

写真 真 (無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4cm×横3cm)

診断書 (知事又は中核市長が指定している医師により書かれたもの)

(ただし、手帳の紛失・破損・汚損による再交付の場合は必要ありません。)

【注意事項】

- 障がいの程度によって、手帳が交付されないことがあります。
- この手帳は、他の人にあげたり、貸したりすることはできません。
- 手帳を紛失したり破損したときは診断書は不要、または新たに障がいが増えたり障がいの程度が変わったときは診断書が必要です。どちらも再交付の申請をしてください。
- 障がいが治癒した場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。
- 住所、氏名、保護者名等が変わったときは、下記の窓口へ届出をしてください。
- 「次回再認定年月」の記載について…再認定の診査を受けていただく必要がある場合に記載されています。手続きについては、おおむね2ヶ月前に住所を管轄する交付機関から文書でお知らせします。
- 「次回再交付年月」の記載について…写真が古くなって、本人確認手段として不適切な状態にある手帳が多くあることに考慮して、原則10年経過したら、手帳の再交付申請をしてくださるようお願いするための記載です。そのまま使い続けても差し支えありませんが、なるべく再交付申請をしてくださるようお願いいたします。

【窓口】市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

(3) 療育手帳

知的

知的障がいのある方が、行政機関等で一貫した相談・指導を受け、各種の援助を受けやすくするための手帳です。

【対象者】

知的障害者更生相談所（18歳以上の方）または児童相談所（18歳未満の方）で判定を受けて交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

- （再）交付申請書
 - 写真（無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4cm×横3cm）
- ※交付申請に基づき、児童相談所または知的障害者更生相談所で判定を受けることとなります。

【注意事項】

- 障がいの程度によって、手帳が交付されないことがあります。
- 障がいの程度を確認するために、再判定を受けていただきます。手帳に記載された期限を過ぎると手帳が使えなくなることがあります。
- この手帳は他の人にあげたり、貸したりすることはできません。

- 住所、氏名、保護者名等が変わったときは、下記の窓口に届出をしてください。
- 手帳をなくしたり、破損のために使えなくなったときは、再交付の手続きをしてください。
- 障がいがなくなった場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。

【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

精神

精神障がいのある方の社会復帰、社会参加、自立の促進を図るために交付される手帳です。

【対象者】

一定の精神障がいがあり、長期にわたって日常生活、または社会生活への制約（障がい）のある方に交付されます。

【交付申請・再交付申請に必要なもの】

- (再)交付申請書（次の①～③のいずれかを添付してください。）

①医師の診断書

②障害年金の年金証書の写しと直近の年金振込通知書あるいは年金支払い通知書の写し

③特別障害給付金の受給資格証の写し

（ただし、手帳の紛失・破損・汚損による再交付の場合は必要ありません。）

- 写真（無帽正面上半身、最近撮影したもの。縦4cm×横3cm）

【注意事項】

- 申請はご本人がすることになっていますが、ご家族や医療機関などの職員が手続の代行を行うことができます。
- この手帳の有効期間は2年ですので、2年ごとに更新をしてください。なお、その間でも、障がいの状態に変化があった時には、障がい等級の変更の申請をすることができます。
- この手帳は他の人にあげたり、貸したりすることはできません。
- 住所、氏名等が変わったときは、下記の窓口に届出をしてください。
- 手帳を紛失したり破損したときは、下記の窓口に届出をしてください。
- 障がいの状態がなくなった場合や、死亡された場合等、この手帳が不要となったときは速やかに返還してください。

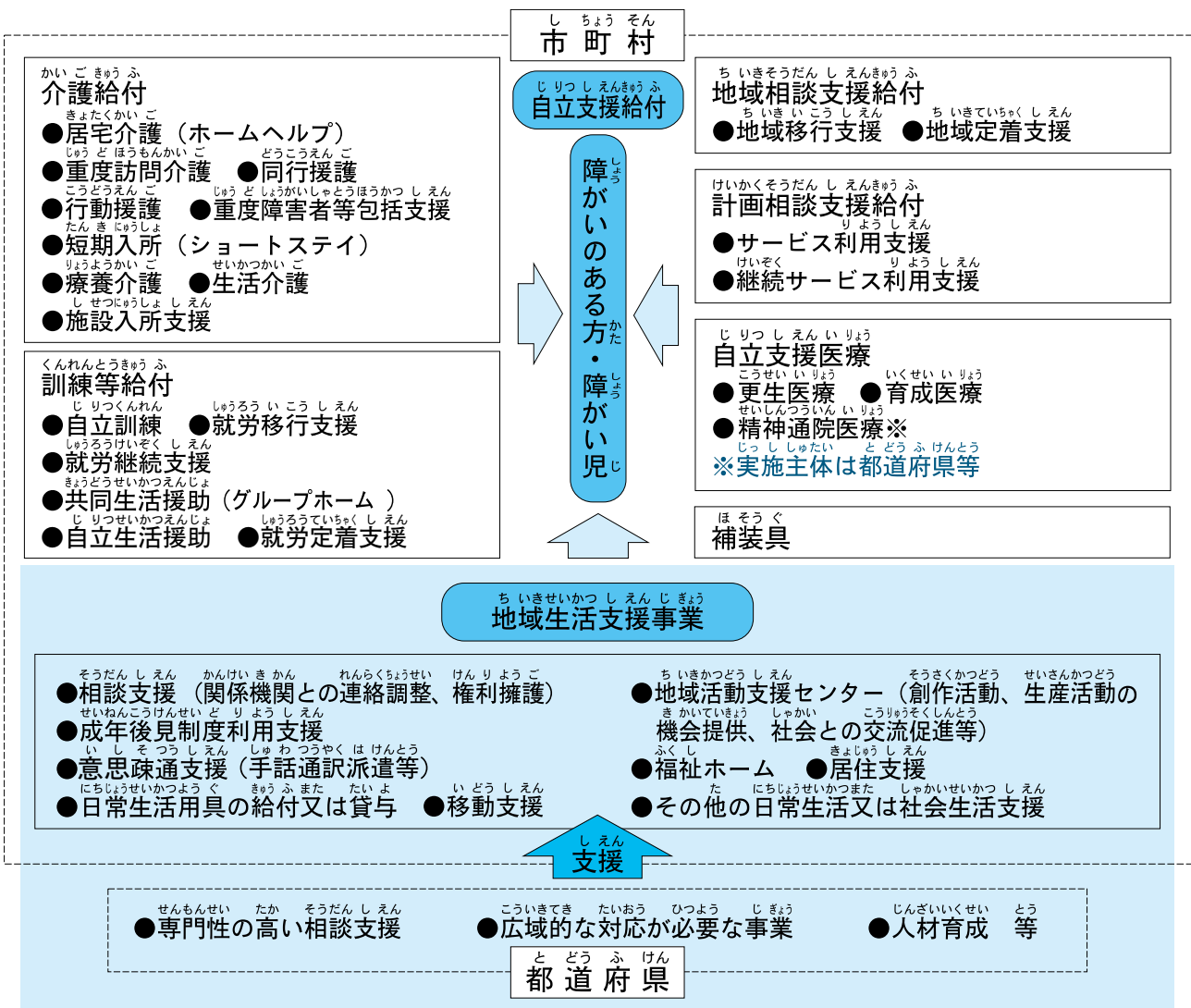
【窓 口】 市町村福祉担当課 ※連絡先は、p166～p167をご覧ください。

3 しょうがいふくし 障害福祉サービスに関すること

しょうがいしゃそうごう し えんほう ち いきしゃかい きょうせい じつげん む しょうがいふくし じゅう
 障害者総合支援法により、地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充
 じつ しょう しゃ にちじょうせいかつおよ しゃかいせいかつ そうごうてき し えん
 実など障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援します。

(1) そうごうてき し えん ぜんたいぞう 総合的な支援システムの全体像 きょうつう 共通

しょうがいしゃそうごう し えんほう そうごうてき じりつ し えんきゅう ふ ち いきせいかつ し えん じぎょう
 障害者総合支援法による総合的なサービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」
 こうせい
 で構成されています。



● ち いきせいかつ し えん じぎょう 地域生活支援事業
 し ちょうそん ち いき じつじょう り ようしゃ じょうきょう おう ひつよう じぎょう じゅうなん ていきょう じぎょう
 市町村が地域の実情や利用者の状況に応じて、必要な事業を柔軟に提供する事業。
 い し そつう し えん し ゃ わつうやく は けんとう い どう し えん ち いきかつどう し えん とう じぎょう
 意思疎通支援（手話通訳派遣等）、移動支援、地域活動支援センター等の事業があります。
 くわ じぎょうないよう り ようしゃ ふたん し ちょうそん こと
 詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

(2) 自立支援給付のサービス

きょうつう
共通

「自立支援給付」は、自立介護の支援を受ける場合の「介護給付」、訓練等の支援を受け
る場合の「訓練等給付」などがあり、それぞれご利用の際の手順が異なります。

	サービス名	サービス内容	主な対象者
介	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の 介護等を行います。	区分1以上の障がい者（これに相当する心身 の状態の障がい児）
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者等で常に介 護を必要とする人に、自宅で、 入浴、排せつ、食事の介護、外 出時における移動支援などを総 合的に行います。	○区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、 認定調査項目のうち、「歩行」、「移乗」、 「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」 (支援区分では「できる」)以外と認定され ている重度の肢体不自由者 ○区分4以上で、行動関連項目の点数が10 点以上の者
護	同行援護	移動時及びそれに伴う外出先に おいて必要な視覚的情報の支援 (代筆・代読を含む)、移動時及 びそれに伴う外出先において必 要な移動の援護、排せつ・食事 等の介護その他外出する際に必 要となる援助を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有 する方で、同行援護アセスメント調査票によ る調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び 「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、 「移動障害」の点数が1点以上の者
給	行動援護	自己判断能力が制限されている 人が行動するとき、危険を回 避するために必要な支援、外出 支援を行います。	区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連 項目の合計点が10点以上の者（これに相当 する心身の状態の障がい児）
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人 に、医療機関で機能訓練、療養 上の管理、看護、介護及び日常 生活の世話をを行います。	○気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を 行っている者であって、区分6の障がい者 ○進行性筋萎縮症患者又は重症心身障がい者 であって、区分5以上の障がい者等
付			

	サービス名	サービス内容	主な対象者
介護	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ○障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者 ○年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者 ○生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、利用の組み合わせが必要な場合に、市町村の判断で認められた者
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ○区分1以上の障がい者 ○障害支援区分とは別に厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児
給付	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な障がい者のなかで、介護の必要性が非常に高いと認められた人には、居宅介護などの障害福祉サービス（例：通所サービス、訪問系サービス、共同生活援助）を包括的に提供します。	<ul style="list-style-type: none"> ○区分6の障がい者（区分6に相当する心身の状態の障がい児）で意思疎通に著しい困難があり、次のいずれかに該当する方 (1) 重度訪問介護の対象者で、四肢すべてに麻痺があり、かつ、寝たきり状態で、(ア)人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者 (イ)最重度知的障がい者 (2) 認定調査項目の行動関連項目等の合計点数10点以上の方
	施設入所支援	施設に入所している人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	<ul style="list-style-type: none"> (1) 生活介護を受けていて、 <ul style="list-style-type: none"> ○50歳未満の場合は、区分4以上の者 ○50歳以上の場合は、区分3以上の者 (2) 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型を受けており、訓練等が必要かつ効果的であると認められる者、又は通所によって訓練等を受けることが困難な者等

	サービス名	サービス内容	主な対象者
訓練	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	機能訓練：一定の支援が必要な身体障がい者 または難病患者等 生活訓練：一定の支援が必要な知的障がい者 または精神障がい者等
	就労移行支援	就労を希望する人に、一定期間、生産活動及びその他の活動の機会を提供し、就労に必要な知識や能力の向上に必要な訓練を行います。	○65歳未満であって、就労を希望し、適性にあった職場への就労等が見込まれる障がい者 ○あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する者等
実践	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等での就労が困難な人に、就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	A型：65歳未満で、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者等 B型：一般企業等への雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している障がい者など
	就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面・就業面の課題が生じている者であって、一般就労後6月を経過した者
給付	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助等を行います。	障がい者（身体障がい者にあつては65歳未満又は65歳になる前に障害福祉サービスを利用したことがある方）
付	自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。	(1) 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安がある者 (2) 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者 (3) 障がい者、疾病等の家族と同居しており、ご家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者等

	サービス名	サービス内容	主な対象者
地域相談支援給付	地域移行支援	施設入所している方や精神科病院に入院している方が、地域で生活するために必要な支援を行います。	○施設に入所している障がい者 ○精神科病院に入院している精神障がい者
	地域定着支援	居宅において地域での生活を続けるため、常時連絡体制を確保し障がい原因で生じた緊急事態などで必要な支援を行います。	○居宅において、単身等により緊急時の支援が見込めない障がい者
計画相談支援給付	サービス利用支援	基本相談支援（※）に加え、障がいのある方の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画を作成し、支給決定が行われた後にその支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。	○障害福祉サービスを申請した障がい者又は障がい児 ○地域相談支援を申請した障がい者 ※介護保険制度のサービスを利用する場合については、障害福祉サービス固有の行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等の場合で、市町村が必要と認めるとき求めるものとする。
	継続サービス利用支援（モニタリング）	基本相談支援（※）に加え、サービス等利用計画が適切かどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。	とくてい相談支援事業者・障がい児相談支援事業者（計画作成担当）の提案を踏まえて、心身の状況、その置かれている環境等及び国が示す標準期間を勘案して市町村が必要と認める期間が到来する障がい者

※基本相談支援：地域の障がい者等の福祉に関するいろいろな問題について、障がい者、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、併せて市町村や障害福祉サービス事業所等との連絡調整、その他の支援を総合的に行う。

(3) 地域生活支援事業



「地域生活支援事業」は、市町村事業と県事業があります。

※サービスを利用にあたり障害支援区分の認定が必要ない場合もあります。

○地域生活支援事業（主な市町村事業）

事業名	内容	
理解促進研修・啓発事業	障がい者等の理解を深める研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを行います。	
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による自発的な取り組みを支援します。	
相談支援事業	障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などの相談に応じ、情報提供や権利擁護のための必要な援助を行います。	
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用に要する費用の補助を行い、知的障がい者又は精神障がい者の権利擁護を図ります。	
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度を行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。	
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・音訳等による支援、手話奉仕員の派遣、代筆、代読などが対象です。	
日常生活用具給付等事業	日常生活の便宜を図るための用具の給付等を行います。利用者負担は市町村が決定します。	
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うために必要な技術を習得した者の養成を支援します。	
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。	
地域活動支援センター機能強化事業	創作活動又は生産活動の機会提供、社会との交流の促進等を行います。	
その他の事業	訪問入浴サービス	訪問により居宅において入浴サービスを提供します。
	生活訓練等	日常生活上必要な訓練・指導等を行います。
	日中一時支援	障がい者の日中における活動の場を確保し、日頃介護にあたっている家族の休息を支援します。

事業名	内容
レクリエーション活動等支援	各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催します。
芸術文化活動振興	障がい者の作品展や音楽会など芸術・文化活動の発表の場を設けます。
点字・声の広報等発行事業	点訳、音訳等の方法により、自治体の広報や障がい者関係情報などを定期的に提供します。
奉仕員養成研修事業	点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修を実施します。

○地域生活支援事業（主な県事業）

事業名	内容
発達障害者支援センター運営事業	県発達障がい者支援センターを運営し、来所、電話等による相談、発達支援、就労支援、研修や普及啓発を行います。
高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業	高次脳機能障害者への支援を行うために支援拠点機関を置き、相談支援コーディネーターによる専門的な相談支援を行います。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者を養成します。
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備します。
都道府県相談支援体制整備事業	都道府県に相談支援に関する広域的な支援を行うアドバイザーの配置、広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた支援を行います。
障害支援区分認定調査員等研修事業	障害支援区分認定調査員等の資質の向上を図るため研修を実施します。
相談支援従事者研修事業	相談支援従事者の資質の向上を図るため、初任者・現任研修等を実施します。
サービス管理責任者研修事業	事業所や施設において、サービスの質を確保するため、個別支援計画の作成等を行うために配置されるサービス管理責任者を養成します。
居宅介護従事者等養成研修事業	必要な知識、技能を有する居宅介護従業者等の養成を図るため研修を実施します。
強度行動障害支援者養成研修事業	強度行動障がい者を有する者等に適切な支援を行うことができる人材育成を進めるため研修を実施します。
身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業	身体障害者相談員と知的障害者相談員の相談対応能力と相談員間の連携を図ります。
音声機能障害者発声訓練指導者養成事業	発声訓練を行う指導者を養成します。

事業名	事業内容
日常生活支援 オストメイト 社会適応訓練事業	ストマ用の蓄便袋、蓄尿袋（ストマ用装具）の取り扱いや社会生活に関することを講習します。
音声機能障害者発声訓練	コミュニケーションの円滑化に必要な訓練や指導を行います。
社会 手話通訳者設置事業	手話通訳を行う者を県の福祉部署等に設置します。
会 字幕入り映像 ライブラリーの提供	字幕、手話入りビデオカセットテープ等を製作し、貸し出します。
指 点字・声の広報等 発行事業	点訳、音訳等の方法により、県の広報や地域生活で必要度の高い情報を定期的に提供します。
導 点字による即時情報 ネットワーク事業	毎日の新しい情報を点字印刷して提供します。
者 加 障害者ICTサポート 総合推進事業	ICT機器の利活用の相談や機器の貸出等、ボランティア派遣による機器の技術指導等を行います。
育 支 都道府県障害者社会 参加推進センター運営	障がい者等の社会参加を推進するために適当な障がい者福祉団体に都道府県障害者社会参加推進センターを設置・運営します。
等 身体障害者補助犬 育成促進	身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を育成します。
援 レクリエーション 活動等支援	県下全域を対象に、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催します。



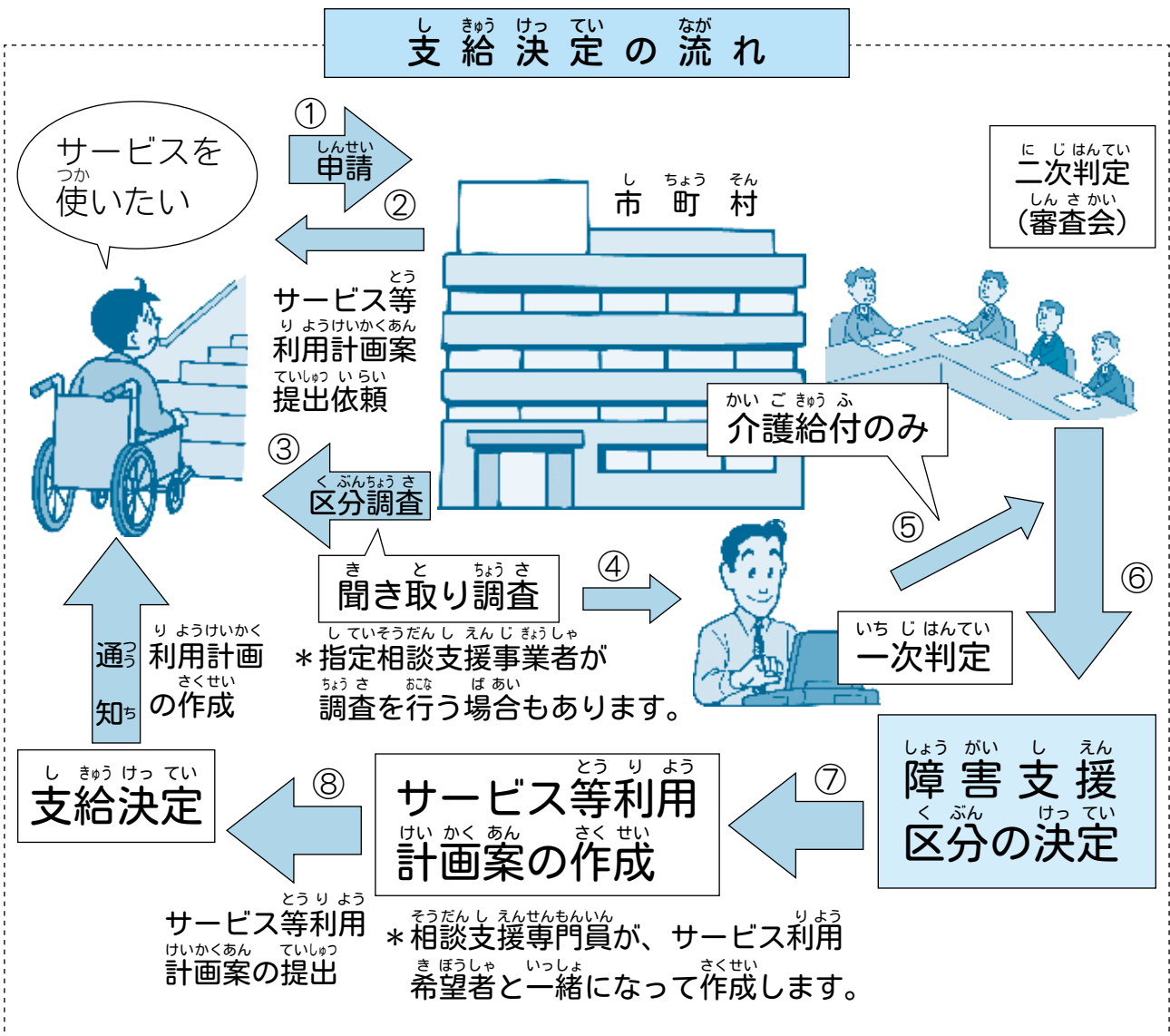
©Studio-E

(4) 障害福祉サービス利用の手続きと支給決定までの流れ

きょうつう 共通

新しくサービスを使いたい場合や、今まで使っているサービスを変更したい場合、あるいはサービス利用について困ったことがある場合は、市町村が相談支援事業所で相談しましょう。

1. 介護給付費の支給決定は、まず市町村の調査員が障がいのある方の調査を行い、障害支援区分を決定します。そして、障がいのある方のサービスの利用意向とサービス等利用計画案をもとに支給決定されます。



2. 訓練等給付・地域相談給付の支給決定は、市町村の調査員が障がいのある方の調査を行い、障がいのある方のサービスの利用意向とサービス等利用計画案をもとに暫定的な支給を行い、個別支援計画を立て支給決定します。
3. 市町村のサービス支給決定に不服がある場合は、県の不服審査会に審査請求をすることができます。

(5) 障害福祉サービスの利用者負担と各種軽減措置

きょうつう
共通

障害福祉サービス及び補装具費を利用した際の利用者負担は、原則、利用したサービス費用の1割を上限とした額を負担することとなります。

また、日中活動系のサービスや入所支援サービスを受けた場合には食費や光熱水費の実費負担部分について負担することとなります。ただし、これらの負担部分には利用者等の収入や所得等に応じて月の負担上限額が設定されるなど様々な軽減措置があります。

障害者総合支援法における利用者負担の原則

- ① サービス利用料 → 原則として、サービス利用料の1割。ただし、障がい者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して別途政令により定める額。(※)
- ② 食費・光熱水費 (入所・通所系サービスのみ) → 実費負担

※障がい者等の家計の負担能力その他の事情を斟酌して政令により定める額とは

世帯の所得に応じてサービス利用料の負担が軽減されます。具体的な毎月の負担額は下表のとおりです。

なお、世帯の範囲は、障がいのある方、ご本人とその配偶者とされています。

世帯区分	負担上限月額額	
	在宅サービス又は通所サービスの利用の場合	施設入所サービス、グループホーム利用の場合
市町村民税均等割課税世帯	37,200円	37,200円
市町村民税均等割課税世帯のうち、市町村民税所得割16万円未満の世帯	9,300円	
低所得 (市町村民税非課税世帯)	0円	0円
生活保護世帯		

(1) 高額障害福祉サービス等給付費

同じ世帯に障害福祉サービス等を利用している方が複数いる場合や、ひとりの人が複数のサービスを利用している場合に、負担額の合算が基準額（市町村民税課税世帯の場合 37,200 円。ただし、障がい児の特例等があります。）を超えた場合は、超えた分（世帯の利用者負担額の合計と基準額の差額）が支給されます。（償還払いの方法によります）

① 合算の対象となるサービス

- ・ 障害福祉サービスに係る利用者負担額
- ・ 介護保険の利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）
- ・ 補装具費に係る利用者負担額（同一人が障害福祉サービスを併用している場合）
- ・ 障害児通所給付費に係る利用者負担額
- ・ 障害児入所給付費に係る利用者負担額

※補装具費については、世帯の中に市町村民税所得割額が46万円以上の方がいる場合は公費負担の対象外となります。

(2) 食費・光熱水費に係る軽減措置

① 入所の方の食費・光熱水費の軽減措置（非課税世帯の方）

その他の生活費として、手元に 2.5 万円が残るように補足給付します。

② 通所の方の食費・光熱水費の軽減措置

原材料費相当のみの負担となるよう給付します。

（金額は、施設により異なります。）

(3) 入所者の工賃収入が手元に残るように所得から控除

① 入所の方の工賃収入については、年間 28.8 万円（月額 2.4 万円）まで手元に残るように所得から控除されます。

これにより、工賃が月額 2.4 万円ある場合は、定率負担と食費・光熱水費の負担をしても、手元に 4.9 万円残ります。

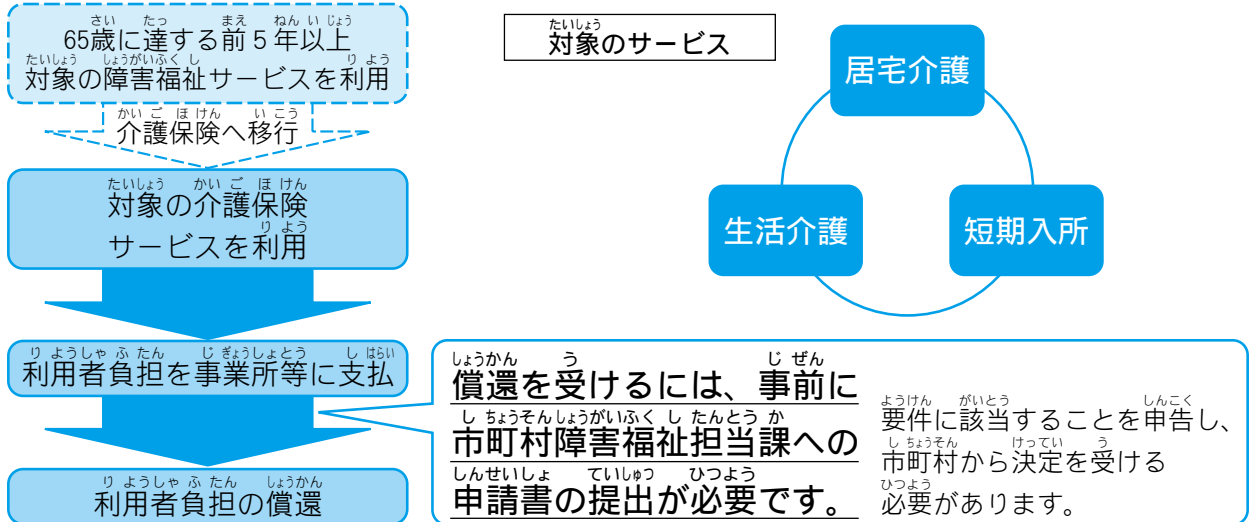
(4) 家賃に係る軽減措置（非課税世帯の方）

グループホームを利用されている方に対して、月額 1 万円を上限に家賃の助成をします。（月額 1 万円の家賃を下回る場合は、その家賃額を助成します。）

(5) 高齢障がい者の方の利用者負担軽減制度

65歳になるまでに5年以上、特定の障害福祉サービスを利用していただ方で一定の要件を満たす場合は、介護保険移行後に利用した相当（類似）する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

① 償還の流れ



② 対象となる方

次のア～エを全て満たす方

ア 65歳に達する日前5年間、特定の障害福祉サービス（居宅介護、生活介護、短期入所）の支給決定を受けており、介護保険移行後、これらに相当する介護保険サービスを利用すること。

イ 利用者の方とその配偶者の方が、当該利用者が65歳に達する日の前日の属する年度（65歳に達する日の前日が4月から6月までの場合にあっては、前年度）において市町村民税非課税者又は生活保護受給者等であったこと。（申請時も同様。）

ウ 障害支援区分が区分2以上であったこと。

エ 65歳に達するまでに介護保険法による保険給付を受けていないこと。

(6) 児童福祉法に基づく障がい児施設等の概要

平成18年10月以降、原則的に障がい児施設等の利用方式は措置制度から契約制度に変わりました。具体的には、障がい児の保護者は入所支援の場合は、県に障害児入所給付費の支給申請を行い、通所支援の場合は、お住まいの市町村に障害児通所給付費の支給申請を行い、支給決定を受けた後、障がい児施設等と利用契約を締結し、障がい児施設等から障害児入所支援又は障害児通所支援を受ける仕組みとなっています。

	サービス名	サービス内容	主な対象者
入所	福祉型障害児入所施設	保護、日常生活の指導及び自立自活に必要な知識技能の付与を行う。	身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む）であって、児童相談所により入所の必要性が認められた児童。
	医療型障害児入所施設	保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行う。	知的障がい児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障がい児であって、児童相談所により入所の必要性が認められた児童。
通所	児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がい児。
	医療型児童発達支援	児童発達支援及び治療を行う。	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。	学校教育法第1条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。
所	居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練その他必要な支援を行う。	重度の障がいの状態その他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める状態にある障がい児であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なもの。

	サービス名	サービス内容	主な対象者
通所	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う児童であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。

障がい児施設等の利用と障害児入所・通所給付費の支給決定

新しく障がい児施設等を利用したい場合や、障がいのある子どもについて困ったことがある場合は、児童相談所、市町村又は相談支援事業所に相談しましょう。

※『14 相談機関等名簿』(p161～p176)をご覧ください。

障がい児施設等をご利用するには、以下の手順が必要です。

1. 障害児入所施設給付費又は障害児通所給付費の支給申請

まず、入所施設を利用する場合は児童相談所に、通所支援事業をご利用する場合は各市町村窓口で、支給申請を行ってください。

2. 児童相談所又は各市町村による障害児入所給付費又は障害児通所給付費の支給決定

児童相談所又は各市町村は支給申請を受けると、障がい種別・程度・心身の状況、介護を行う方の状況等を総合的に判断して、障害児入所給付費・障害児通所給付費の支給の可否の決定を行います。

3. 障がい児施設等との利用契約

児童相談所又は各市町村は、障害児入所給付費又は障害児通所給付費を支給決定すると、障害児入所受給者証又は障害児通所受給者証を発行しますので、ご利用したい障がい児施設等へ持参し、利用契約を締結してください。

※県内障がい児施設等の情報については『15 関係事業所・施設の所在地・電話番号等一覧』(p177～p211)をご覧ください。



(7) 障がい児施設等の利用者負担と各種軽減措置

きょうつう
共通

児童福祉法における障がい児施設等に関する利用者負担の原則

- ① サービス利用料 → 障がい児施設等を利用した保護者世帯の家計の負担能力その他の事情を斟酌して定める額（※）
- ② 食費・光熱水費 → 実費負担

※保護者世帯の家計の負担能力その他の事情を斟酌して定める額とは

世帯の所得に応じて負担上限額が設定されます。具体的な金額は下表のとおりです。なお、世帯の範囲は、障がい児の保護者が属する住民基本台帳上の世帯を原則とします。

世帯区分	負担上限月額額	
	通所支援利用の場合	入所支援利用の場合
市町村民税均等割課税世帯	37,200円	37,200円
市町村民税均等割課税世帯のうち、市町村民税所得割 28 万円未満の世帯	4,600円	9,300円
低所得（市町村民税非課税世帯）	0円	0円
生活保護世帯	0円	0円

高額障害児入所、通所給付費

以下の場合の世帯全体の負担額は、それぞれのいずれか高い負担上限月額を限度とし、それを超える部分について高額障害児入所、通所給付費等を支給します。

- ア 児童福祉法のサービスを利用する障がい児と同じ世帯に、他に障害福祉サービスや介護保険のサービスを利用している方（但し、同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限り）がいる場合
- イ 同一の障がい児が、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを利用している場合
- ウ 同一世帯に属する障がい児のきょうだいが、それぞれ障害者総合支援法と児童福祉法のサービスを利用し、同一の保護者がその支給決定を受けている場合

医療費、食費、光熱水費等に係る軽減措置

① 医療型個別減免（医療費及び食費）

医療型施設に入所する障がい児の場合、減免がないと負担額が過大になるので、従前の福祉部分定率負担相当額、医療費部分利用者負担額及び食事療養標準負担額を合算して、上限額を設定します。

20歳未満の入所者の場合は、地域で子どもを養育する費用と同程度の負担となるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額について減免します。

② 特定入所障害児食費等給付費（いわゆる補足給付。食費及び光熱水費）

福祉型施設に入所する障がい児や加齢児の場合、減免がないと負担額が過大になるので、従前の福祉部分定率負担相当額、食費及び光熱水費を合算して、上限額を設定します。

20歳未満の入所者の場合は、地域で子どもを養育する費用と同程度の負担となるよう負担限度額を設定し、限度額を上回る額について特定入所障害児食費等給付費を支給します。

③ 通所支援を利用する障がい児の場合（食費）

通所支援を利用する障がい児で、低所得世帯又は市町村民税課税世帯（所得割28万円未満）の場合は食費の負担が軽減されます。

世帯区分	食費	ひ費
市町村民税均等割課税世帯	11,660円	※軽減なし
市町村民税均等割課税世帯のうち、市町村民税所得割28万円未満の世帯	5,060円	
低所得（市町村民税非課税世帯）	2,860円	

（月22日利用の場合。また、実際の食材料費は施設により設定されます。）

